

令和2年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和2年9月17日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年9月18日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼 事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教育次長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野 聡君
議会事務局書記	山下 慶君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 7番 橋本 義雄 議員

日程第3 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について

日程第4 議案第70号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件

- 日程第5 議案第71号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第72号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第73号 工事請負契約締結の件（令和2年度 町民体育館天井等改修工事）
- 日程第8 議案第74号 令和元年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 議案第75号 令和元年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第76号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第77号 令和元年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第78号 令和元年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第79号 令和元年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 議案第80号 令和元年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第15 議案第81号 令和元年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- 日程第16 議案第82号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第83号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第84号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第85号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第86号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

## 9. 審議の経過

（10時00分 開議）

### — 開議 —

#### 議 長（川副 善敬 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第1 会議録署名議員の指名 —

#### 議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、永安文男君、7番、橋本義雄君を指名します。

### — 日程第2 一般質問（橋本義雄 議員） —

#### 議 長（川副 善敬 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、7番、橋本義雄議員の発言を許可します。

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

7番、橋本です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

まず、今回はまちづくりについて。古川岳観光スポットの生かし方について、町有地・公園管理についてのこの3問を質問させていただきます。

まず、まちづくりについてであります。

本町が都市機能を維持し、住む人、訪れる人にとって、良好で快適な環境であるために、都市計画マスタープラン、立地適正化計画策定支援事業を計画されていますが、20年間を見据えて事業を行う上で、やはり今の現状の把握が一番大事になってきます。

そこで、長年、町長としてまちづくりに取り組んでこられた、町長としての考えをお聞きいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まちづくりについてということでお話がありました。

やはり、まちづくりについてでございますけど、やはり社会情勢等、構造が変化するなかで、やはり本町の都市機能というのは維持しなければならないと思いますし、それから、良好です、快適な環境であるためには、計画的な土地の利用っていいですか、それを誘導しながら、やはり町の活性化とか、そういう都市設備の整備が必要であるということで、その指針のとおり、するために土地計画のマスタープランというのをですね、今作成をして、立地計画とかそういうことをやりながら、本年度から令和3年度にかけて策定を進めているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

今、説明がありましたけども、この中にですね、道路、公園、下水道といった公共施設を計画的に整備していく、土地をどう扱うか、都市、施設、道路、公園などを配置するかというルールを決めることが、都市計画の役割であると書いてあります。

以前のように都市集中型の計画でなく、今回の計画のように地域に密着した計画でなければならないと私も思っております。

そこで、地域に密着した計画の方針についてですね、町長のお考えをお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、橋本議員がおっしゃったように、やはりまちづくりといいますか、にあたって策定をするにあたりましては、やはり現状の把握というのが一番大切でございまして、やはり人口の動向とか、それから生活施設の利便施設の状況とか、やはり各種の統計データというのが、大変重要に、それを整理しながらですね、分析して、やはり地域に密着した計画を立てるということでございまして、やはり、地域にある様々な施設というのがあるわけございまして、その

立地状況をですね、やはり十分把握しながら、住民の皆様方のアンケートとか住民の意見を聞きながらですね、各地域の特徴を生かした都市機能といいますか、そういうことを集約して計画づけをしてみたいと、今考えているところでございますので、平成28年度に御存じのとおり、「暮らしいいちばん！住むならさざ」ということで将来像を設置しております。

第6次佐々町総合計画後期計画を策定して、まずは住んでおられる方に住んでよかったと、これからも住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを目指してありまして、さらに県外から、町外からも住んでみたいと思っていただけるようなまちづくりを進めるための各種施策にも取り組んでいるところでございまして、議員の御承知のとおり、これも昨年から本年にかけて第7次総合計画を策定しているというところでございまして、そういうような方向性を使いながらですね、町として進んでみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

策定するにあたってですね、町長のお考えを聞いとかないと思いましたが、質問いたしました。

町長も知っとらすとおり、佐々町は以前炭鉱のまちで、町内各地に多くの炭鉱がありました。しかしながら、閉山と同時にですね、過疎化になり、当時の町長をはじめ、職員、議会の人、それから町民の皆さんの大変な努力でですね、努力を続けられて、今日の佐々町があると私は思っております。

しかしながら、まだその当時のままの整備された、されない道路等もあります。それから、人口が急速に増えている地域もあります。そういった地域は、今すぐにでも計画を立ててやる必要があるんじゃないかと思うんですよね。

伸びている地域はどんどん伸ばしてやる、そういうことで人口減少に歯止めをかけていく、そういう努力も必要ではないかと思いますが、どうでしょうかね。

公園、道路、歩道の整備、そしてですね、そうした地域にはやはり奥様がパートでもできるちょっとした雇用の場も作ってやると、そういうコンパクトな地域のつくり方をしながら、それぞれの地域の活性化につなげていけばいいじゃないかと思うわけです。

そうした中に、そしたら、どうすればいいか。そういうことであればですね、その地域に癒やしの場をつくってやるとか、道路整備をしてやる、そういったものも考えながら都市計画に入れ込んでいくと、そうすることによってですね、地域が明るく、元気な地域になってくる。そして、人口も増えてくると、そういうものをここに書いてありますね、立地適正化計画の下にですね、そこに貼り付けてやる。地域の一番、今活発になっているところの、人口が増えているところに貼り付けてやればですね、それぞれの地域が発達していくと、そういうふうに思いますが、町長はどう思われますか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今は、昔は炭鉱自体で2万人近く佐々町もいたわけですけど、その後、炭鉱の閉山で人口が減ったと、1万人切れる寸前にきたわけでございますけど、現在はまた取り戻して戻っているということでございます。

佐々町というのが、全体的に32平方キロメートルでございまして、コンパクトな町でございまして、やはりコンパクトでございまして、先ほど言われましたように、どこが人口増加してる、ここが増加をしているということで、そこを重点的にじゃなくてですね、佐々町全体をですね、やはり都市計画をはさんで、やはり全体的な活性化をやらなければならないということが、我々の使命でございまして、人口増加、この先まだ人口というのが減少する、転ずるわけですね、今からは。人口減少に転ずるということで、今後、やはり老朽化する社会のインフラというのがたくさんあるわけでございます。その中でやはり、収入の減少とか何かも懸念されるわけでございますので、やはりこう全体的な都市の計画のマスタープランとか、さっき言われました、立地適性化計画などを策定しながらですね、自治体に対しまして集中的に支援するというのがその計画でございまして、町としましてもやはり、本町の住民が快適にですね、生活できるような環境づくりというのは、やはり整備しながら、ここは全体的にやりながら、国とか県の補助も活用しながらですね、やはりまちづくりを進めていかなければならないのではないかと。そこだけの増えている地区だけにするというのではなくてですね、やはり、町全体を考えてやらなきゃならないんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

7番。

7番（橋本 義雄 君）

全体を考えてやるというのは、私も分かっております。ただ、そういった中で、私、炭鉱の全盛期を知ってるわけですよ。町長も知っておられると思うんですけども。例えば、神田に1,800人いました。今は1,500人おります。あと300人増えればですね、もとの炭鉱の人数になるわけですよ。そして、さざん花団地を含めますとですね、それが大体、頑張れば2,000人ということ、頑張っていけばですね、人口減少も少しずつ、少しは歯止めがかかってくるんじゃないかというふうに、私としてはですね、そういう地域をもう一回、炭鉱の全盛期の地域に戻してやりたいというふうに思います。

そういうことですね、ここの地域だけとは言いません。そういった流れを見ながら、そして、そこの中にですね、都市計画の中に入れ込んでいってもらえればというふうに思います。

そうすることによってですね、地域が元気になりますし、活性化してきます。この前の案では、15日までにアンケートを提出してくれと書いてありました。その15日はもう過ぎましたけれども、やはり、アンケートの中にはですね、今まで議員の皆さんが一般質問をされたものがほとんど入っているんじゃないかという気がします。

そういうことですね、1つの例をあげて言ったわけですから、各地域もそういうふうな感覚で見ればいろんないいことが出てくるし、こうしなきゃいけないというものも見つかると思うんですよ。

そういうことですね、委託だけに頼らず、全部頼っているとは言いませんけども、頼らず町長の考え、そして、職員の今考えていることをですね、ある程度この中に入れて、そして、やってもらえればと思います。どうですか。

議長（川副 善敬 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

今の都市計画のマスタープランのことで、それから立地適性化の計画ということで、この方

法を言っておられると思うんですけど、今、住民の方のアンケートというのを取っております。そして、この中で、やはり町としまして、今後どういうまちづくりをやるのかとか、それから町民の皆様方とですね、共有した、やはり官民協働のまちづくりというのを我々は目指しているわけでございますので、そういう指針となるマスタープランをつくるということが使命でございます。

それから、先ほど申しましたように、これからの人口減少というのが必ず起きるわけでございます。そういう人口減少の時代にどうするのかということ、今回の土地の適正化計画というのをつくるわけございまして、やはり、全体的に考えて、北部のほうも神田地区はだいぶ人間が、人口、住民の方が増えておられるということで、我々も大変素晴らしいことだと思っておりますけど、やはり、それはまた将来的には人口は減少するわけでございますので、そういうことを全部考えながらですね、今後やはり町としましてやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

人口が減るのは大体目に見えて、皆さん、言うとおりですけれども、減らない工夫も必要じゃないかということをお願いしまして、次に移ります。

次に、古川岳観光スポットの生かし方についてということで、まず、30年度に一般質問をいたしました。雑木が生い茂ってですね、景色が見えなくなっているのを伐採をお願いしたいとお願いしたわけですけども、されたのか。その後、管理はどうされているのかお聞かせください。

そして、せっかくある観光スポットですよ、歴史的に、景観を生かした全長3.3キロ、古川岳遊歩道ですね、やはり、せっかくあるんだったら活用を考えていただきたい。今、新型コロナウイルス対策でですね、いろいろ外出がなされてない、その状況において、やはり健康づくり、体力づくりに役立ちほしないかというふうに思っております。

答弁をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

以前、古川岳の遊歩道につきまして、たぶん30年頃一般質問をさせていただいたということで答弁をさせていただいておりますけれども、古川岳の景観を使った町の紹介というのをさせていただいているものございまして、この景観が木々の成長によって見えづらくなっているということから伐採の話があったわけでございますけど、伐採については、やはり地元の所有者の方の理解をいただきながら進めなければならないということで、現在、その伐採についてはやっていないんじゃないかと考えているところでございます。

その際に、対応としましては、担当課としましては、支障のあった木の枝とか、それから草とかなんかは除去をしているということで行っておりますけど、やはり樹木の伐採までというのは、今行っていないと、枝打ち等を行っているんですけど、樹木の伐採は行っていないということでお聞きしております。

遊歩道というのは全長の3キロ、橋本議員も御存じのようにありますので、この全てにですね、手が行き届いてないという現状もありますが、要所における整備は今行っているところで

ございまして、しかしながら、本町の紹介をする際の観光案内する場合ですね、やはり風景を用いた紹介っていう、古川岳の展望を使っておりますので、少しでもですね、やはり町の風景が楽しめるということで、そこを管理しなければならないと、私も考えておりますので、やはりお考えのとおり、近年の健康づくりというのでたくさん遊歩道ですね、散歩というのがされているわけでございますので、散策もされておりますので、このことを少しでも考えながらですね、やはり観光資源としても利用するためには、もう少し伐採についても考えてやらなければならないんじゃないかと思っておりますし、やはり観光協会とも協力していただくような方法でですね、やっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
7番。

7 番（橋本 義雄 君）

伐採をしていただくものと思っておりますけども、全長ですね、通り抜けができるようにしてもらえば、山ですから、いろいろあろうかと思っておりますけど、歩いていけばいいですから。ただ、景色が見えないじゃ面白くないなということです。

それで、まず1か月に何人もの方が登られて散策されております。そういうことですね、今度9号、10号は、台風がきました。恐らく、いろんな雑木が倒れたり何だりしてると思うんですけども、幸いにボランティアで誰か回って木を切ったり何だりしてらっしゃる人もおられます。そういうことですね、城ノ辻から鎌倉神社まで降りてくる間の危険箇所はそんな建設業を入れてするんじゃないかと、トラロープでもいいから張ってですね、落ちない程度にやればいいんじゃないかと、そして、子どもさんたちもですね、真竹谷の駐車場からはですね、近いんですよ。階段271段登ったらですね、そこに中岳の展望台があるんですよ。元スワン山喜の上ん段ですね。

そういうところもちゃんとした整備をしてですね、できたら目立つような形の中で、その東屋を補修したらどがんでしょうか。

そして、その観光スポットとしてですね、いっぱいその中にはあります。観音様とかそういういった菩薩像は10個以上あると思うんですよ。

それから、そういったもろもろの場所はどうかしているのか、そのままなのか。それで、大岩というところもありますし、そういったものをですね、ボランティアを立ち上げてもいいですし、何とかして掲載されてる、行かれる部分の道だけは確保してやったらどうかと思っておりますがどうですか。

城ノ辻、それから中岳、それから降神岳、そういったものの頂上にはですね、見晴らしがいいところがあるんで、そういうところも見られるような管理をしたらどうでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

あそこはたぶん、観音様があって、古川のほうに降りられるということで、私も何年前前は現場に行きました。観音様、壊れている観音様も何か所かありました。それができてないと、修理ができていないと思います。岩にも、大岩にも観音様が入っているということも。ただですね、あそこの道というのを整備するのは大変困難です。ものすごく労力が要るし、一人か二人歩くのは十分大丈夫だったんですけど、それをずっと行くというのはなかなか難しく、通り抜けがですね、厳しいのではないかと、私は思っています。

ただ、今の展望台ですね、展望台があるところまではすぐ、先ほど言われたように、下に駐車場を置いて、車で上がって行って、展望台に上がるのは、たぶん十分、あそこから景色を眺めることができますので、そういうことはできると思いますけど、全体的にどうなっているのかって、現在、どうなっているのかというのは、やはりちょっと見なければ、私もちょっと分からないんですけど、それは担当のほうに見させていただきますけど、実際的にその道路の整備というのができるのかですね。まずは伐採はできると思うんですけど、道路の整備がなかなか厳しいのではないかと考えておりますので、よく調査をさせていただいてですね、やっていきたいと思っていますので、調査をしてからまたできるのかというのは、なかなか厳しいと思いますけど、まずは今の展望台まではですね、きちんとやりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

道路の整備をみんなぴしゃっとせろということじゃありません。人々は歩いていかれればいいと思うんですよ。そういうことですね、あの遊歩道をつくられた、これ53年の12月に着工して書いてありましたね。それでですね、かなりの苦勞をしてあれだけの道をつくっておられます。ですから、そういったことを考えてですね、やっぱりそういった整備をぴしゃっとするんじゃないくて、通られるだけ、危険箇所だけはトラロープなりとすれば、山ですから、いいことでもありますので、もう一回、課で見てもらって、そして、できることだけしてもらえればと思います。

それからですね、あそこはですね、正月の1日、朝日を見にですね、あそこ、中岳の展望所は満タンになるそうですよ。そういうスポット的になってるそうです。

ですから、そういったことも宣伝の中に入れてですね、何か所かは見れるところをつくって、そして、佐々町の良さを、佐々町の自然をですね、満喫させたらいいなと思うわけです。

言っている本人もですね、何年か前に行ったきりですけど、こういう体格ですので、町長と同じですけど、いつかは登って、もう一回佐々町を眺めるということはいいいと思いますよ。

そういうことで、古川岳については終わります。

続いて、町有地・公園についてということですね、7月から愛護団体制度が始まりですね、公園・道路・町有地など清掃を行っておられます。非常にいいことだと思っております。しかしながら、急斜面とか、取組みがなされていない箇所は、今、放置されております。例えば、さざん花団地の法面、さざん花団地の東側は、個人のボランティアでいつもきれいに草を刈り、清掃してあるわけですよ。ところが、北側、佐々川沿いはですね、カズラやカヤ、もう荒れてですね、どうしようもないように荒れております。今、産業経済課で有害駆除を猟友会の方にですね、お願いして捕獲をしておられますけども、一方では、こうして草が生い茂り、イノシシ、アライグマの寝床になるようなことが起こっています。これどういう考えかお聞かせください。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

さざん花団地の北側の法面というのは、分譲するときには町有地ということで残しておいたところございまして、現在は、毎年2回、夏と10月頃か、町のシルバー人材センターに草刈り

を委託しているところをごさいますて、作業としましては、法肩から3メートルほどを刈り込むということでお願いをしているところをごさいます。

さざん花団地というのは、炭鉱跡地を利用して開発したところをごさいますて、昭和59年から平成元年にかけて分譲しているわけをごさいますて、法面の草刈り等は、分譲当初はですね、法面は町内会で行っていただくようお願いしたわけをごさいますけど、やはりなかなか高齢化が進んで、協力してなかなか、町の建設作業班も毎年10月ごろ法面全体を刈っていたわけをごさいますけど、やはりそういういろいろな、高齢化とか法面の作業が難しいということで相談がありまして、また建設作業班でもやっていたわけをごさいます。

また平成30年ごろからは、御存じのように、作業班のほうも人数が減りまして、作業日程の確保がなかなか難しいということで、今シルバー人材センターに委託するようになったという経緯をごさいます。

町内会から以前のように、全体を刈ってほしいという要望が出ておるといのは、私も知っておりますけど、なかなか作業面積というのがですね、橋本議員も御存じのように、やはり面積が膨大な面積になりまして、草刈りに加えて、刈った草の搬出とか、また時間と手間がかかるということで費用が多くかかっているわけをごさいますて、この面積が全体的に9,000平米ぐらいあるわけですね。

法肩まで繁茂してしまうと住宅に影響するということがありますので、それから3メートル下までやっているということをごさいますて、数メートルを今除去している状況をごさいます。

そういうことで、町としましては今後十分、もう一回調査をし直してですね、草刈りについて、やはり住民の方に迷惑をかけないようにですね、やっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

愛護団体の制度につきましては、総務課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひいたします。すいません、建設課です。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

愛護団体制度につきましては、今年7月に創設しまして、委員会のほうでも説明を申し上げたところをごさいますけども、内容としましては、町が管理する道路、公園、河川、町有地等を対象とした美化清掃作業等の愛護活動が無償で行っていただく方について、団体の登録をしていただきまして、そこに消耗品なり草刈りの刃とかですね、またそういうのがかかってきますので、そこを援助しようと。それと、活動に際しまして、飲み物等も支給しますよということとさせていただいているところをごさいます。

現在のところ、4団体登録をしていただいております。その中で順次活動をしていただいているところをごさいますけれども、そのほかにも個人で、ボランティアでですね、いろんなところの清掃をしていただいているというのは承知しているところをごさいますので、非常に有り難いなというふうには思っているところをごさいます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

7番。

7 番（橋本 義雄 君）

町長、あそこのさざん花団地ですね、東側のほうを見ますと、あれだけの広さをです

ね、ボランティアできれいにしているんですよ。そして、反対べたはですね、カヤとカズラで覆われて、実際、農作物の被害にアライグマ、イノシシにやられとるんですよ。そういう極端なことじゃなくて、年に1回なんですから、やっぱりどがんかして草を払っていただくと。残った部分をですね、全部払えと言ひよるっちゃなかですけん。昔は全部払って管理をしていたわけですよ。そういうことなんですよ。

それから、公園についてはですね、公園はもうほとんどのり尻までが町の公園ですから、その下には民家がいっぱいあるんですよ。そういった民家に迷惑はかけない公園の管理の仕方をしてください。どこも、それはどこの公園にしても脇には民家があります。そういうことでですね、公園の在り方も考えていただければと思います。

真竹谷の西部公園ですか、この前、行きましたら、背丈ぐらいにみんな草がなって、そして、イノシシがあちこちほじくって、そういう状態で、また、しだれ桜の祭りをするのに大変だなという気がしましたので、そういったこともちょっと見ながらですね、ちゃんとした管理をしてもらえればと思います。

そういうことで、町長どうですか。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

法面については町有地でありますので、やはり町と皆さんがちょっとよく見積もりをして、どれくらいかかるのかというのは、なるべく皆さん方に御迷惑をかけないようにですね、やっていかなければならないと思っていますし、それから、公園についても建設課が管理していると思いますので、そこについても、法面についてもですね、町として今後どうできるかというのは検討させていただければと。

お金がものすごくかかれば、年度ごと少しずつしなければならぬかも知らんし、全体的な予算を見ながらですね、やっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

ちょっと私のほうから確認したいんですけど、執行のほうに。先ほど、町長は答弁の中で、佐々町の最大人口は炭鉱の隆盛期の\_\_万人と言われたんですけど、私の記憶で2万人と記憶しているんですけど、大事なことですけど、確認してからどうですかね。2万人でしょう。それじゃあ訂正して、大事なことですけん。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、先ほど橋本議員のほうから、佐々町の最大ということで、私が炭鉱の全盛期には\_\_万人の人口がいたと言っていましたけど、2万人の誤りでございますので、訂正させて、お詫びさせていただきます。どうもすみませんでした。

議 長（川副 善敬 君）

これで、7番、橋本議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。5分から10分程度予定しています。

この後は、三役、理事以外は案件に関する担当課長のみ出席をお願いいたします。

(10時37分 休憩)

(10時50分 再開)

— 日程第3 発議第3号 決算審査特別委員会の設置について —

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第3号 朗読）

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。お諮りします。発議第3号 決算審査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

よって、決算審査特別委員会を設置します。

委員は9名です。

暫時休憩をします。

(10時52分 休憩)

(10時52分 再開)

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

以上で、日程第3、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてを終わります。

暫時休憩をします。

（10時53分 休憩）

（11時25分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に先ほど設置が決定しました決算審査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように、委員長と副委員長が互選されて決定していますので、御報告いたします。

— 日程第4 議案第70号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

これから、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第4、議案第70号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について御説明させていただきます。

まず、資料のほうをお願いいたします。条例の中身につく前に、今回、公職選挙法が改正されております。その内容について、資料の1ページのところを御参照ください。

公職選挙法の改正により、町の選挙における立候補にかかる環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様に拡大し、町議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されることとなっております。

法が施行される今年の12月12日以降に選挙期日を告示する町議会議員選挙及び町長選挙か

ら選挙運動費用の公費負担制度を導入することを目的として、上記条例のほうを制定させていただいております。

1番、2番、3番ということで、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大ということで、こちらにつきましては、この条項につきましては、新法の第141条の第8項と第142条の第11項及び第143条第15項の関係となっておりますけど、選挙運動用の自動車の使用と選挙運動用のビラの作成、運動用のポスターの作成、こちらにつきましては、公費による選挙費用の負担ができる、条例で制定すればできるという形の改正がなされておるものでございます。

なお、2番、3番につきましては、これは法のほうで改正されているものでございまして、町議会選挙における選挙運動ビラの頒布を解禁するとし、その上限数を1,600枚とするということ書かれているものでございます。

現在、町長選挙につきましては、5,000枚のビラが承認されておりますけど、町議会議員の選挙におきましても、1,600枚のビラの作成が、頒布が解禁されることとなっております。

それと、先ほど言いましたように、3番目の町議会議員選挙における供託金制度の導入ということで、これも法改正で新たに設けられたものでございます。供託金を15万円ということで、ちなみに町長選挙につきましては、50万円の供託金となっております。

供託金の没収点は、市議会議員選挙と同様とするということで、有効投票総数、割ることの議員定数、うちで言えば10でございますんで、それをまた10で割るということで、米印で書いていますとおり、69票、29年6月の選挙でいけば大体69票が目安となっております。

それでは、すみません、1枚開いていただいて、条例の構成のほうを、3ページになります。見ていただければと思います。

先ほど言いましたように、条例を制定することによって、選挙自動車の使用、選挙運動ビラの作成、運動用のポスターの作成が公費負担となる条例を制定すれば公費負担となるということでございますので、その趣旨ということで、第1条のほうは、本条例の趣旨を定めたものとなっております。

先ほど言いましたように、供託金が没収される候補者には、これは適用されないということになっております。

第2条から3条、4条、5条までにつきましては、自動車の使用の公費負担の条項でございます。

ちなみに、第4条が選挙運動費用の自動車の使用の公費負担額及び支払い手続となっておりますので、その内容につきましては、2ページの(1)選挙運動用自動車の使用ということで、タクシーとかハイヤーの契約、もしくはレンタカー、それとレンタカーであれば燃料費、運転手の雇用費用、こちらの分が見れるという形になっております。

そして、5条のほうは、これも選挙運動用の自動車の使用の契約の指定でございますけど、こちらは1と2、ハイヤー、タクシー、もしくはレンタカーの場合、どちらかを選択してくださいという条項でございます。

続きまして、7条、8条、9条、すみません、6条、7条、8条ですね。こちらのほうが選挙運動用ビラの作成の公費負担の条項となっております。8条のほうは2ページの、資料の2ページの(2)選挙運動用ビラの作成の費用等の内容となっております。

そして、9条、10条、11条、こちらにつきましては、ポスター作成の公費負担の条項となっております、その公費負担の額等の条項が11条で、額につきましては(3)選挙運動用ポスターの作成ということで、本町でいけば51か所ポスター掲示板でございますんで、33万7,314円、こちらが限度額という形になっております。

そして、手続につきましては、委員会、いわゆる選挙委員会の規定の作成に委ねるものということで、12条、委任規定を設けております。

それでは、すみません、議案のほうをお願いいたします。朗読のほうはちょっと割愛させて

もらいますが、若干説明を加えさせて説明させていただきます。

第1条、先ほど言いましたように、趣旨の項目になります。公職選挙法141の8項、142条の第11項、及び143の15項、こちらはおのおの自動車、ビラ、それとポスターの公費負担の条項となっております。

2条、3条、4条、5条までが自動車ということになっておりますが、その条文の中で、公費負担の中で、まずは法第86条の4の1項、2項、5項、6項、8項の候補者の届出があったということは、これは国会議員の選挙以外の届出等の手順を書かれている条項でございます。

そして、当該選挙の期日の前日、括弧して法第100条第4項の規定により投票を行わないというところにつきましては、これは無投票当選の条項でございます。ただし、当該候補に係る供託金が法第93条第1項、これは供託金の没収の条項となっております。

以上、このような形で条文のほうの構成をさせていただいて、先ほど言いましたように、2条、3条、4条、5条までが自動車使用の関係の条項でございます。6条、7条、8条がビラ作成の公費負担の条項でございます。9条、10条、11条、こちらのほうがポスターの公費負担の条項となっております。

12条のほうに、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は委員会、いわゆる選挙委員会が定めるということになっておりますが、すみません、ちょっと時間がなくてですね、本来ならしっかりその辺の必要な手続等も定めたなかで、規定等定めたなかで提案すべきことですが、まだ期間的に余裕があるということで、まだ具体的な様式等の定めはこれからという形になっております。

それでは、附則。施行期日。1、この条例は、令和2年12月12日から施行する。

適用区分。2、この条例は、この条例の施行日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行日前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1番。

1番（須藤 敏規 君）

実際、あと9か月したら該当する選挙に入るわけですが、今、総務課長のほうからお話がありました、期間的まだ余裕があるから様式は決めていないということでございますけれども、ほかの市町村を見ますと、もう既に様式をつくってしてあるもんですから、ざっと見ましたところ、非常に煩雑である、様式がですね。煩雑であってですね、今実際的に応援者がたくさんおられて、今から立候補しようという方については、初めてのことでありますので、早めに様式をつくって示さないと、従来からの3月か4月からの候補者の説明会では間に合わないんじゃないかと私は懸念しているわけですが、そういうことでちょっとその関連をお尋ねします。

まず、ここに資料でいきますと、御存じのように、議員立法でできた法律でございますが、6月12日に公布されて半年後に施行ということで、12月の12日にされるわけですが、1番目でございますね、選挙運動用自動車の使用ということで、まず燃料代、車代、いろいろあるわけですが、申請書には一括で車代、燃料代、雇用の運転士というのが考えておられるのか、それとも1人ずつ自動車は自動車、燃料費は燃料費、それから雇用の運転士はというふうに考えておられるのか。それを1つ聞きます。

それから、選挙運動用のビラの作成が、今までははがきが800枚でございましたけれども、議員

の場合ですね、今度、倍の1,600枚、はがきは、また別にこれは法律的に生きているのかどうかですね、それをお尋ねしたい。

それから、ずっとここに、条文の中に業者という言葉があがってきているんですけども、業者というのはどう捉えればいいのかですね、知り合いの方だったら個人でつくっている大工さんとかいろいろ、業者いろいろあると思うんですが、個人契約もだめなのか、有償契約となると、契約書の書式なども決まっているのかどうかですね、それは選挙管理委員会で規定を設けるということを書いているんですが、規定は今からつくられると思うんですけども、そこら辺のことを、個人はだめなのかですね。そういうこと。専門の、例えばタクシー業者に車と運転手を雇用した場合などを想定してやるのか。

今、御存じのように、国においては選挙モードに入ったということで、選挙カーとかいろいろが殺到してるというマスコミ関係で出ておりますけども、初めて立候補しようとする方は、今から準備しないと様式全体がどのようになっているのか、説明会の折、聞いてもね、私はちょっと分かりづらいなと思ったもんですから、執行部の中においてもですね、そう各種届出、申請があった場合の確認書とかいろいろなところ用意しなきゃいけないようになっているようでございますので、内部体制、供託金、歳計外現金になろうかと思うんですけども、そこら辺の内部の規定とかその整備とか、そこら辺全体的に様式などの受付とかですね、いつ頃できあがるのか、できましたら早めにホームページでですね、12月の末ぐらいに出されたら、あと3か月しか準備する期間がないもんですからですね、そこら辺の見通しについて御答弁願います。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

個々の御質問ございましたけど、まず第1ですね、委員会に委託されているということで、最終的にはその委員会のほうでまた整備すべき規定ということで、様式等も一緒にですね、整備しなきゃいけないということで、御説明したとおりでございますので、こちらにつきましてはですね、こちらのほうもですね、初めての業務となりますので、早めにしっかり用意させていただいて、公布のほうは12月12日となっておりますので、それまで、それ以前にですね、できれば内部的にはですね、しっかり整理したものをつくりたいと思っております。

まず1点ずつ言いますと、自動車の関係でございますけど、まず、ハイヤーを手配したり、タクシーを手配したり、その分については運転手も燃料代もその部分に含まれておりますので、それはそのうちの一つの契約となろうかと思えます。

個別、皆さん多いのかなと思えます。個別で車を借りられて、燃料は自分で負担されて、運転手もどなたかに依頼されてという形のほうが多いかなと思っておりますが、そこはおのおのの個別の契約をしていただいた形になろうかと思っております。

そちらのほうの契約書の様式とか何かにつきましてですね、その辺の様式も定めさせていただきたいと考えております。いわゆる選挙のかかる事務が煩雑になるというのが、御心配があると思えますので、その部分はしっかり整理したなかで、極力ですね、どなたが立候補されても、選挙にこう、事務が滞らないような形でしっかり進めさせていただきたいと思っております。

それと、はがきの件でございますけど、はがきの分の800枚、こちらについては当然残っております。ビラの配布の分の1,600枚が追加されたということでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

分かりました。施行日の12月までには整うということで、是非、町のホームページで見れるようにしていただきたいと思います。

それからですね、選挙の改正によってですね、御存じのように、議長会、町村長会、いろんなところから国において陳情、請願されてこれがなったわけでございますけども、あらゆる角度から、議員についてなり手がないという問題がございますので、ひとつ被選挙権を広めるということで検討なさったかどうか、そこら辺の考え方についてちょっとお尋ねしときたいんですけども。

御存じのように、18歳以上が、選挙権があるようになったわけでございますが、18歳から24歳までは立候補できないということになって、現在のところ、25歳以上ですから、なってないわけですけども、定時登録で、9月1日現在で選挙権がある方は何名おられるのか。それと18歳から24歳まで何人おられるのか、まずこれについて答弁願います。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

9月1日現在の選挙人名簿登録者数でございますけど、1万1,248名で、先ほど言いました18歳から24歳の方、832名という形でなっております。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

御存じのようですね、国においては25歳以上と、各市町村それぞれ現在のところ、被選挙権があるわけですけども、広くやはりいろんな多様な方をですね、議会議員として参画させるためにはですね、18歳以上の方も被選挙権があるようにしてる市町村もございます。

そういうことで、佐々町の選挙管理委員会として、この年齢を引き下げるといいますかね、多くの立候補者を募るといことで検討するお考えはないのか、また期間的に周知をしないとですね、あと9か月ですから、ばたばたしてするとなればなくちやいかんのですから、そこら辺についてのお考えをお聞かせ願います。選挙管理委員会の。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

選挙の被選挙権についての御質問でございますけど、公職選挙法の第10条で被選挙権ということで、日本国民は各号の区分に従い、それぞれ当該議員、または町の被選挙権を有するというので、6号のほうに、すいません、5号ですね、市町村議会の議員についてはその選挙権を有する者で、満25歳以上の者という規定がございますので、この規定に従って行わせていただきたいと考えております。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

2点お伺いしたいんですが、1点目はですね、今回、運転手のいわゆる報酬についてなんですけれども、上限の規定が定められていますけれども、いわゆる費用弁償の上限が定められているのかと思うんですが、この文書を見ますとですね、超える分については1万2,500円というふうに書かれてあるんですけども、この支払いの上限というのはないのか。

最近、話題になりましたですね、アナウンサーの支払報酬の限度額があって、それが公職選挙法違反というようなことで報道されたりしております。そのことはどうなのかと。あわせて、今回、アナウンサーについてはどうなったのかということも伺いたいと。

それから、もう1点はですね、ビラの上限なんですけども、1,600枚でしたか。1,600枚というのは、要するに、市町村の規模に関わらずということなのかですね、大変不都合な話だというふうに思うんですね。人口が、有権者人口1,600人未満の自治体もあるわけで、市町村もあるわけでね、そういう町村があるわけで、ビラの上限の根拠というのは何かということについて伺いたいと。2点です。

議 長（川副 善敬 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、運転手の雇用の単価でございますが、資料の2ページのほうに、すみません、御覧いただければと思います。

先ほどちょっと金額等を具体的に説明しておりませんでしたけど、一番右側に、法による法定限度額ということで定めさせていただいておりますので、あくまでも限度額ということで1万2,000円が限度ですと、8,000円とか5,000円とか、そこそこの金額でやっておられると思いますが、それが限度額になりますよということで御了承いただければと思います。

ビラにつきましても、法による法定限度額が7.51円で1,600枚ですので、町議でいけば1万2,016円、ポスターにつきましても6,614円ですので、これが51枚で33万7,314円という限度額になるということで考えていただければと思います。

それと、アナウンサーとかいうようなお話ですが、そちらにつきましては、あくまでも今回、公費で負担される部分につきましては、この車とビラとポスターが、公費で負担されますよということで考えていただければと思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

そういうふう書いてあるのは分かっているんですけども、例えばですね、2ページの第4条の（2）のウですね、一番最後のところに、「その勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）」となっているでしょう。要するに、ということは、超えて払ってもいいのかということなんです。それは問題になっているわけですよ。要するに上限が定められていて、上限を超えて払ってもいいのかという問題です。

それから、それはね、印刷物なんかも同様ですね、例えば、ポスターについても、あるい

はビラについてもですよ、単価は示されてるんですけども、それを超える、例えば立派なポスターをつくりましたと、それについて、それを超えたものをつくっていいのかと、あるいはビラについてもその金額を超えてつくっていいのかということ聞いてるわけです。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（11時50分 休憩）  
（11時56分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を再開します。  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、お時間をとらせてまして。選挙運動にかかるいわゆる労務者への報酬とかの金額ということで御質問だったと思います。

選挙運動に従事する者の報酬の制限額ということでございまして、選挙運動のために使用する事務員、こちらが1万円以内で、車上等の運動員が1万5,000円以内となっております。ですから、うちの公費の負担でいけば、1万2,500円となっておりますので、その差額2,500円は実費と、候補者の負担という形になろうかと考えております。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

車上運動員と運転手は違うと思うんですよ。今言われたのは、車上運動員の支払限度額は1万5,000円、そのうち給付限度額は1万2,500円、そういうことではなくて、もともと運転手は車上運動員には入らないはずですよ。それちょっともう一回確認をいただきたいと思うんですよ。

それから、そのことについてはそれと、さっきのビラとか何とかの上限のもの、考え方とかというのは分かりましたか。

議 長（川副 善敬 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、詳細についてはあともって御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第70号 佐々町議会議員及び佐々町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。  
1時まで昼食休憩をいたします。

（11時59分 休憩）  
（13時00分 再開）

— 日程第5 議案第71号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第71号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それではめくっていただきまして、佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年佐々町条例第4号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場

合には、当該改正後部分を加える。

すみません、今回の改正につきまして、お手元に資料を添付させていただいております。改正理由のところにありますように、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令ということで、令和2年6月5日に公布されたことに伴います改正というものでございます。

改正の概要ですけれども、現行の規定では、居宅介護支援事業所における管理者は、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでなければならないというふうにされておりますけれども、緩和規定として、令和3年3月31日までは介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでも対応可能というふうになっているのが現行の制度ということになります。

今回の改正によりまして、この緩和を規定するというものでございまして、令和9年3月31日まで6年間延長をされるというものであり、その延長理由としまして、主任ケアマネジャーの確保が困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを管理者とする取扱いが可能とされたところでございます。

それでは、新旧対照表ですけれども、この管理者、いわゆる第5条のところの2項において、ただし書で条文が追加になっております。これが介護支援専門員を管理者とすることができる規定ということになります。

めくっていただきまして、附則のところの2項になりますけれども、管理者に係る経過措置というところで、改正前は平成33年3月31日まで、先ほど申しますように、令和3年3月31日までとなっていたものを、今回の改正で令和9年3月31日までというふうに延長をする規定ということでございます。

それから、3項ですけれども、令和3年4月1日以降における前項の規定の適用についてはというふうにありますけれども、令和3年4月1日以降の規定については、最後の後段のほうにありますように、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員をというふうに読むということでございます。そういった改正がなされたところでございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条第2項にただし書きを加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第71号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第6 議案第72号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第6、議案第72号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1枚おめくりください。佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険条例（昭和34年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前と改正後の中身についてでございますが、第11条のところに、「国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に定めるところによって管理するものとする。」ということで、改正前につきましては、1号で有価証券、2号で現金、3号でその他財産の管理はということで、それぞれ規定をしております。

この規定ぶりというのが、昭和34年当時だと思いますが、国が示す標準条例どおりの規定ぶりということで、有価証券、現金につきましては、郵便局ですとか親和銀行佐々支店という金融機関を限定した預かりですとか、2号の現金については預金というふうなことを規定をしております。あと3号には、その他の財産の管理はということで、議会の議決をした方法による。ということも規定をされております。

今回、親和銀行と十八銀行が10月1日をもって合併をなさるところで、他自治体の規定ぶりを参考にさせていただいて、改正後の11条の下線部分ですけれども、一般会計に属するものと同じくこれを管理するものとするということで、改正をさせていただくようにしております。

この一般会計に属するものと同じくということにつきましては、財務規則に従って管理をしていくというふうなところでございます。

特に、改正前の1号につきまして、有価証券を国民健康保険の財政の中で保有するというのは、なかなか想定しづらい部分はあるんですけれども、一般会計におきましても、有価証券は出納室で保管をしておったりということで、金融機関に保護預かりと、要はお預けするという

ふうなことはしておりませんし、現金につきましても、この郵便局ですとか親和銀行佐々支店とかっていうふうな限定をする必要もないというところと、それから3号の財産の管理で議会の議決した方法という部分につきましても、地方自治法にのっとって議決が必要なものにつきましては、当然に議案を上程して議決をいただく、それから予算決算につきましても、議決認定を受けるような手続きということは当然にやっていかなければいけないことですので、今回、このような改正をさせていただいているところです。

附則。この条例は、令和2年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第72号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

— 日程第7 議案第73号 工事請負契約締結の件（令和2年度 町民体育館天井等改修工事） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第7、議案第73号 工事請負契約締結の件（令和2年度 町民体育館天井等改修工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

**教育次長（水本 淳一 君）**

1枚めくっていただきまして、別紙でございます。工事名、令和2年度町民体育館天井等改修工事。工事概要、内部改修工事（耐震化・内壁塗装）、それから照明器具改修工事（耐震化・LED化）一式。契約方法、指名競争入札による落札者と契約。契約金額7,095万円（内消費税645万円）。契約相手人、佐々町小浦免1128番地3、株式会社堀内組佐々営業所 所長前川祐二。工期、自契約確定の日、至令和3年3月19日。提案理由。本工事を令和2年9月1日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

次に、別紙として別添資料を付けております。6ページにまたがりませんが、概略、工事内容につきましての説明をさせていただきます。

A3なので、ちょっとめくって伸ばしていただければと思います。平面図と途中立面図が出てまいります。まず1ページ、右下のほうにページをふっておりますが、1ページでございますが、左側に位置図、それから右側のほうに施工範囲ということで、町民体育館のほうの色塗りをしております。

開けていただきまして2ページでございます。1階部分の平面図でございますけれども、左側のほうに色を塗っておりますのは、玄関ホールの床のシートの張替えということでしております。それから、右側のほうの上、上段でございますが、1階器具室の床シート張替えの部分でございます。

それから、右下のステージ控室の、これは木製で床ができておりますけれども、体育館の床と同じような形でございますが、この研磨と、あとウレタン塗装というふうな施工になります。

めくっていただきまして、3ページでございます。2階の床施工範囲ということでの平面図でございますが、この分につきましては、2階ギャラリ席の床のシートの張替え、座席の下の部分につきましては床の塗装ということで考えております。

続きまして、4ページをおめくりいただけますでしょうか。これは2階の天井部分でございますが、まずギャラリ席におきましては、天井の耐震化ということで落下を防止するための耐震化工事を行う、それから体育館の中央部分に四角ますが12か所ほどございますけれども、ここにつきましては、現在、岩綿吸収板といいますが、岩の綿と書きますが、この吸収板を撤去いたしまして、落下防止のためのネットをここに張るといふ工事をいたします。

続きまして、5ページでございます。横から見た立面図でございますが、体育館の側面図、屋根の下の内部のですね、スチール製の鉄骨の塗装が大きいものとして、まず1点。それから内装の塗装。それから遮光カーテンが老朽化しておりますので取替えを行うという工事になります。

それから、最終6ページでございますが、これがLED化工事が主なものでございますが、各種照明器具及び誘導灯のLED化ということで、現在の水銀灯400ワット式の78灯ございますけれども、これをLED化いたしまして、「700ワット×38灯」ということで、約半分ぐらいの灯数になるわけでございますが、これにつきましては、瞬時にオンオフができて、水銀灯よりも明るい内部の体育館の利用ができるのではないかと考えております。それから、調光機能もついておりまして、5%ほど落とすことも可能というふうになっております。

なお、電気代につきましては、従来の4分の1程度に抑えられるのではないかと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（川副 善敬 君）**

これから質疑を行います。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

以前、文化祭がこの町民体育館で行われております。それで、1階から2階に上がる時にですね、以前転倒されて、救急車やっただですかね、運ばれたっていうことがありますけれども、そのときに手すりを付けていただけませんかというような依頼をしたことがあると思うんですけども、この手すりがどうなのかなということで、それをお伺いしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘の文化祭の折に展示をされている方が転倒されたという事故もございましたので、すぐその年度内におきまして手すりを設置したところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回の改修の主な目的と、それから費用のうちですね、主な費用といいますか、どの部分にどの程度のお金がかかるのかということについて、概要で結構ですので、御説明いただきたいということと。

それから、LED機器については、つり下げ方があればその落下防止の対策とかはどのようなのかと。

4点目はですね、この工事による利用制限の期間がどれぐらいかということと、その後の使用について、使用料の変更等はないのかということについて伺いたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今回の目的でございますけれども、この体育館につきましては、従前、耐震化については耐震化する必要がないという調査結果が出ておりました。ただ、天井のほうは特殊構造物ということで、落下、大きな地震があった際に落下する恐れがあるということで、この耐震対象とはなく落下防止対策として、今回は特殊構造物の改修工事ということでの目的でございます。

それから、費用の面につきましては、今回、足場をかけまして、全面一面に足場をかけます。それから、落下防止策としての強化策、それから塗装工事、それからLED化、先ほどLEDの落下の関係も防止ということでございますが、これも強化して大きな地震に耐え得るような対策を取ります。

工事の大体の内訳といたしましては、建築関係が8、それから電気設備関係が2というふうな工事の内訳になります。

利用制限につきましては、実質利用できなくなる期間というのが、こちらのほうが契約、本契約となった場合に、資材の取寄せ等々ございまして、実質10月の末ぐらいからの取り掛かりになるかというふうを考えております。したがって、10月末から3月19日まで、5か月ほどの利用ができないというふうな形になります。

使用料につきましては、全体的なものでございますので、あわせて検討をしていきたいと考

えております。ほかの施設もございますので、そういったことで考えております。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

使用料については、今のところ変更の予定はないというふうに理解していいのかですね。  
それから、足場代が相当の費用がかかるということであればですよ、この間、何ていうか、  
いろいろな要望等上がっている、冷暖房等も含めてですね、そういった関係の付属の工事という  
のを、必要なことはやっておくことが効率的なのではないかという気がするんですけども、  
そういった検討というのは何かなされたのかですね。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

足場の工事につきましては、今回の佐々小学校と口石小学校の天井落下防止対策も行ったん  
ですけども、全体事業の大体2割ぐらいに当たるといふふうになっております。今回の内訳と  
しては約1,600万円ほどかかるというふうに見ております。

それから、こういった足場をかけることによる工事が付随して、ほかにもエアコン設置もで  
きたのではないかというふうなことも課題としてはありますけれども、今回につきましては、  
落下防止対策を主に考えて、有利な起債を利用して、まずやりましょうということで、今回取  
り組んだわけでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

すみません、担当委員会で申し訳ないんですけど、図面を初めて見たもんですから。先ほど  
の次長の説明でいくと、LEDは700ワットと言われたんですけど、LEDの700ワットって、  
私聞いたことないので、ちょっと確認でございます。

それと、前、北側と南側のギャラリーのところ、雨漏りがしていたのは止まってしまった  
のかどうかの確認をしたいと思います。せっかく内装しても雨漏りすると意味がないので、そ  
の辺の確認をしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

南側、北側の雨漏りの件につきましては、現場を見ながらですね、担当のほうも検討を重ね  
ておったわけですけども、今年度、軽微な修繕で止まる可能性があるということもございま  
したので、現在、施工中のところもでございます。

外壁塗装をしなければ、今後課題としてあります外壁塗装をすれば、この横風の台風による

雨漏りが見受けられるものですからですね、横側からの受ける雨、そういったところにつきましては、外壁塗装のほうをしなければならぬと、今後の課題として残っておるところでございます。最小限に雨漏りが防げるように、修繕で、スポット的な修繕で現在対応をさせていただいているところでございます。

それから、400ワットの78灯からLED700ワット38灯に更新するというようなことで、技術のほうから私は聞いておったもので、そういう回答をさせていただいております。すみません、確認をさせていただきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

曖昧な回答でございましたので、間違いないかということで、通常、家庭のLEDでいったら十何ワットまでしかないんですね。100ワット、今の100ワットの明るさをLEDですると8ワットから10ワットぐらいしか使わない。400ワットの分をするとなったときに、ワット数が増えるって、LEDで、そして電気代は4分の1程度になるということも納得いかないの、そこは確実に調べていただくということと、雨漏りについては、先に止めて工事をしなければ意味がないというふうに思います。

例えば、雨どいから入ってきたら、側面から、外壁からという形で言われましたけど、屋根の雨どいが漏っていたら意味がないので、その辺は確実にやっていただきたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）  
しばらく休憩します。

（13時27分 休憩）  
（13時29分 再開）

議 長（川副 善敬 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すみません、説明不足で申し訳ございません。時間をとりまして申し訳ございません。

水銀灯、先ほど400ワットと言いましたところは、明るさの400ワット相当の400ワットという表現でございます。それから、LEDの700ワット相当ということでの明るさということで、400ワットの明るさを全部消去しまして、700ワット相当の明るさのLEDを、少なくなりますけれど、半分程度の設置で済むということになります。

したがいまして、そういったところを換算すると、電気料は4分の1程度になるということでの説明を私はしたつもりでございました。よろしく願いいたします。

それから、屋根につきましての、屋上の防水改修工事につきましては、平成28年度に全面的な改修を行っておりますので、横からの外壁からの漏水が考えられるということで、現在、それを止めるための修繕料のほうで対応をさせていただいている次第でございます。現在、進めておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

訂正をされたんですけども、水銀灯は400ワットでいいんですよ。消費電力400ワット相当じゃなくて400ワットです。LEDが700ワット相当でということで訂正をされたほうがいいかなと思います。

大体700ワット相当だったら10分の1ぐらいの消費電力だと思います。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

訂正をさせていただきます。議員、今御指摘のとおり、水銀灯につきましては400ワットの水銀灯を利用しているんですけども、今回LED化することで700ワット相当の明るさのLEDを設置するというふうなことでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第73号 工事請負契約締結の件（令和2年度 町民体育館天井等改修工事）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。  
しばらく休憩します。

（13時32分 休憩）

（13時34分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第74号 令和元年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第75号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第76号

令和元年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11、議案第77号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12、議案第78号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第79号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、議案第80号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、議案第81号 令和元年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上8議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号から第81号までの8議案は一括議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（決算説明書 朗読）

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

令和元年度の佐々町一般会計、特別会計決算、会計ごとに、町長が、これからかがみの朗読を行い、各課長は実質収支に関する調書を朗読、水道事業については水道報告書を朗読してください。

— 日程第8 議案第74号 令和元年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

それでは、日程第8、議案第74号 令和元年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。一般会計。1、歳入総額71億5,501万2,000円、2、歳出総額67億4,370

万2,000円、歳入歳出差引額4億1,131万円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額1億5,060万2,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計1億5,060万2,000円、5、実質収支額2億6,070万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

一般会計の決算ということで、総体的な質疑しかできませんので、この決算書を見られて、町長として総合計画に基づく実施計画が予算計上を実施されたわけですけども、事業評価、事務事業の評価としてどのように考えておられるか。資料的には最後に評価が書いてあるんですが、町長として総合計画の達成等についてどのようにお考えか。伺っておきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございます。全体的に見渡して、町としましては4大事業といいますか、それがまず基礎に入り込んだと、基本的にですね、入り込んだということで、ごみ処理の適正化の、策定の基本計画とか、それからし尿処理、それから佐々町の地域福祉計画も行いまして、次世代の支援計画、それから国土強靱化計画といいますか、第7次総合計画についての基礎というのをつくったということで思っておりますけど、先ほど、須藤議員さんからおっしゃったように、やはり総合計画に掲げている指標というのがあるわけでございます、なかなか難しいことございまして、50%達成未満のところがいぶあると、町としては思っております。

そういうことで、やはり継続してですね、今度のまた総合計画も立てるわけでございますので、そこを重点的にやらなきゃならないと思っておりますし、ほかの要望科目もたくさんあるわけでございますけど、町としてそういうこともやっていかなきゃならないと思っております。

どちらにしましても、今後もやはり防災、減災とか、それからやはり、環境整備というのをやはり中心にですね、進んでいかなければならないと思っておりますし、それから交付金事業は今、ずっとあるわけでございます。その交付金事業についても、やはり同じものをやるのではなくてですね、交付金事業もたくさんいろいろありますので、そこもやはり選択をしながらですね、いい交付金事業を選んでやっていかなきゃならないと思っておりますし、今後、そういうことを反省しながら、やはり次の、次は選挙があるものですから、暫定予算になるわけでございますけど、そういうことを進めていただければという感じで、私としては思っているわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

今町長がおっしゃった賛同するところもございまして、私が決算書を全体を見ましてですね、住宅の整備とか道路とか河川とか、各地、現場を見てみますと、こういう小さい橋まで、

今の時期にやらなくちゃいかんとか、いろいろ考えるもんですから、同じ交付金の中でもですね、ほかに環境問題とか減災とか災害にですね、対応できるような生活に密接した事業もあるのではないかとということで、今後も、何ですか、依存財源の補助金、交付金などをですね、確保を図ってしていただきたいと思っております。

当初予算と比較しまして7,600万円ほど、補正でそれぞれ増減はあるんですけども、ほかの会計を見ますと、全体的には当初予算とほぼ調整がつくっていうんですか、8,400万円ほど減額の予算になっておりますけども、そういうことで、当初計画した当初予算に沿って仕事はしていただきたいと考えているところです。

詳細につきましては、特別委員会のほうで質疑させていただきたいと思うんですけども、そういうことで、要するに予算と同僚議員が前回の議案で質問をしましたが、予算と対比できるようなですね、決算書の調製を是非、来年度、当初は無理でしょうけども、比較できるように、この事業についてはこういう予算、人員を配置して、こういう結果が出たんですよと、附属資料で結構ですので、議決事項だけ別冊にしてしていただける議案書、決算書になるよう努力して、是非お願いをしたいということでお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変有難い意見をいただきました。私どもはやはりなかなか予算を組んで、全部の事業というのが実施できなかったともあるわけでございます。やはり、そういうことも、人員の関係もあるかも分かりません。どちらにしましても、やはり住民の安全、安心というのが一番の要でございますので、やはり防災、減災とか、それから環境整備については特に力を入れてですね、来年は暫定予算になるわけでございますけど、次の新たな方が、新たな手法というのがそういうことでなっていけるんじゃないかと思っておりますし、やはり、先ほど、今お話がありましたように、交付金についてもやはり、道路とかそういうことばかりじゃなくてですね、やはり全体的な、平均的なことを見ながらやっていくというのも大変、今御指摘を受けたこと、重要なことじゃないかと思っております。

そういうことで、私どももそういうことを見ながらですね、今後もやっていかなければならないんじゃないかなと思っておりますし、それから決算書の作り方についても、これは前も御指摘を受けましたけど、やはりこれについてもよく研究を早く重ねてですね、やはり見やすいような決算の比較表というのをつくっていかなきやならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

2点お願いをしたいと思っております。決算説明書の21ページ、もう数年前からごみの減量化ということで言われておまして、それと再資源化なんですけども、年々増えていっておまして、総数が5,044トン、持込みが相当増えているという状況でございますので、この辺について町長はどういうふうにお考えなのかをお聞きしておきたいと思っております。

もう一点。ページが56ページと57ページになります。3款の民生費で、不用額が1億2,000万円、昨年度が3,800万円余り、急激に増えております。それから、次のページ、57ページの10款の教育費ですね。不用額が7,065万円余りということで、不用額がものすごく増えておまして、

町長のほうに各課から増えた理由を聞かれてるか、書類が出てるのかどうか。なければ特別委員会のときに説明をお願いをしたいと思います。

教育費に限ってはですね、決算書の143ページなんですけども、社会教育振興事業費、19節負担金、補助及び交付金、予算額が400万円とあるんですけど、当初予算が350万円、途中で補正をされて400万円になって、結果、不用額が136万円、補正した額よりも大きい金額が不用になっているという、こういう執行のやり方だったら誰でもできる、予算をたくさんいただいて、不用にすれば節約したかのように見えますけども、執行率としては、非常に率的に悪い状況を町長はどのようにお考えなのか、2点、お願いをしたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
ごみの持込みというのが増えているということで、私も危惧しているわけですが、人口はそんなに増えないのにごみの量が多くなったと。やはりごみの分別とかいろいろやっってもらっているんですけど、なかなか減らないのが現状でございまして、やはり、ごみの、皆さん御存じのとおり、あそこの施設がですね、今老朽化しているということで、町としても早く対策を練らなければならないわけですが、やはり、これもやはり保険環境課を通じてですね、住民の皆さん方にごみの減量化というの、やはり我々はお願いをしなければならぬんじゃないかということを考えておるわけですが、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、次の、中身の不用額の中身についてはまだ私も把握していないので、またどういう、何でこういう不用額になったのかというのがちょっと私もちょうと分からないんですけど、担当課のほうで分かっていると思いますので、もしあれだったら、担当課でそのときに説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
今、本会議で今の不用額について質問があったけん、金額も多いけん、その分だけについて答弁できるのなら、担当課、答弁してください。  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）  
数字の詳細はちょっと私も今、把握をしておりますけれども、平成30年度から31年度に繰越しました3校分の空調設備設置工事につきましての繰越しからの執行残が積み上げたものが主な要因だということで、私、認識をしておるところでございます。  
決算の特別委員会の中で再度説明をさせていただきたいというふうに思います。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）  
決算説明書のところの56ページになります。今、議員御指摘の民生費のところの不用額ですけども、保育料の無償化に伴って、この計算について担当者とのやり取りの中で、結果としてこのような残額が出ております。これは、職員がそれぞれ、私も含めて再度しっかりと今後

こういった不用額が、大きな不用額が発生しないようにしなければいけないと思いますけども、改めて今回の補正でも少しふれることになるのかなとも思いますけども、事務の、事務上の問題であるというふうに感じているところでございます。

詳細については、決算の委員会の折にでも御説明ができる範囲で御説明をさせていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

特別委員会のときでよかったんですけど、町長にまず報告をしとかなないといけないことだと思うんですね、大きな部分でございますので。

それから、ごみの減量化については、町外から持ち込まれたりとか、町内の方が持ち込んで町外の分を持ち込まれたりとかいうのをちょっと聞いたりしますので、その辺も徹底をやはりすべきかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

同僚議員の質疑に際し、町長の気になる発言がありましたので、私のほうからも再度確認をしておきたいと。

結局3年前から決算について、9月定例議会で前年度の決算を全て取り扱うと、案件としてですね。そういった流れで、他自治体がそういった方向でいっているの、本議会もその流れのなかの御協力をいただけないかというようなことで、趣旨で始まったのではないかと認識しております。

3年前、私が特別委員会の初めての委員長をさせていただいて、旧態依然の決算書とその決算説明書及び資料において決算を審査させていただいたと。もう3年目です。議会の協力を得て決算書の書式や在り方についても、執行としては改善をしていくと、他の自治体の例にならないうがらと。分かりやすい決算書のまとめ方と成果本の在り方ということで、執行側も進めていくので、議会としても9月定例議会で取り扱っていただけないかということで始まったのがスタートだと思ひます。

議会としては、今回3回目の付託案件で進むうかなという流れになっておりますけれども、執行は何ら旧態依然、決算書もしかり、成果本もしかり、資料も本日別途渡されるかと思ひますが、膨大な資料を手渡されるというなかで審査を行う流れは、3年前と変わっておりません。全然前進しておりません。

議会の議員さんたちは皆さん御協力をして9月定例議会でということで進んだことに対して、町長は先ほど、これから検討させていただく旨の発言をされました。非常におかしい。議会としましては協力をし、議員各位の認識のもと、そういった取り扱いをするべきだということで進んできたにも関わらず、執行側は変わっていないというような認識でしか私は捉えられませんでした。

かつ、これから検討するような町長発言は、非常に3年前との進み方と異なる発言であったというふうに私は認識しておりますので、そのところを再度確認したい。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、先ほど阿部議員からおっしゃったことで、議会の先ほどですね、委員会の進め方、決算委員会の進め方のときもお話がありましたので、早急に今、財政課長にも先ほどお話をし、そういう方向性で、佐世保市との事例も、阿部議員からお話がありました。そういうことで、中身については、町としましても早く検討するって、さっき言ったんですけど、町としては、早くそこをできるようにですね、やりたいということで考えています。

さっき、先ほどお話がありましたように、3年間そのまま放っておったということじゃないわけでございますけど、実質的にはそういうことで変わっていないと、少しずつでも解消はしているんですけど、今回、今度はもう次のときに、次の決算については、やはり何らかの前進した決算説明といえますか、そういう趣旨にいろいろなことをやっていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

違いますよ、町長。3年前に、翌年からということでおっしゃっていたんですよ、執行側は。電算のシステムから即時に対応はできないので、3年前の決算審査においては、そのままの従来の形で、翌年からはというような流れで言っていたと、私は認識しております。

電算の改修及び職員の、職員との協議、資料の生成の在り方、他先進自治体の様々な事例を鑑みて検討をし、翌年度ないし翌々年度、今年度から変わっていくのかなというふうに期待しておりましたが、何ら変わらず、先ほど来から、町長の答弁にありますように、今後今後と、先延ばし先延ばしに結局はなっております。

3年前にそういった議論をして進んできたというふうに私は認識しておりますので、その間、何ら内部で検討されていなかったというのが、まさに露呈したのが現状じゃないかなというふうに、私は認識させていただきました。

今後、喫緊に前進させていかれる方針なのかを再度確認しておきたい。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もう1回言うてください。一番最後んとは何か。

議 長（川副 善敬 君）  
最後の件を、もう1回、質問の内容を教えてください。  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

後延ばしにずっとしてきたという現状だという認識を町長が持つべきじゃないかと、ちょっと見識が違ったんですね、私が言っているのと、認識が。各議員さんは、そういうふうな認識でおったと思うんですよ。スタート、現議員さんたちでスタートしてきましたから、9月定例

会で決算案件を取り扱おうと、私は最初の委員長として、そういった旨の説明を各議員さんたちにさせていただいたという責任もありますので、そのところを確認している次第です。

議 長（川副 善敬 君）  
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今の御指摘の5番議員さんの言われるとおりでですね、今まで先延ばしになったことは事実でございます。ただ、その間ですね、全然検討していなかったわけではありませんが、何回か検討はさせていただきました。しかしながら、今御指摘のとおり、進まなかったというのは、もうお詫びするしかありませんので、今後、早急にですね、次回の決算に向けて努力をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

副町長との議論のやり取りは大体私が認識していると同じような見解で、執行側からのお詫びがあったというふうに認識しております。

特にですよ、今回、条例でもありましたように、供託金やら、来年度は選挙を控えておまして、私は、職員OBとしての議員でありますので、何とかその書類の見方や、等々についてはついていけますけども、新たな方々、初めて拝見される方々はですね、やはりまとめて見やすい決算書や資料を求められると思いますので、喫緊にそういった改善をしていただくことを要望して、質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

大変総括的な中身でありますけれども、総論的な中身であります、この決算説明書ですね、冒頭の前文といいますか、読みますとですね、事実関係というか、数字の解説的な文章になっているんじゃないだろうか。例えば、1ページの一番下ですね、決算における主な指標として、財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、公債費、物件費などの経常経費充当一般財源が増加しましたが、町民税（法人税割）などの歳入一般財源が経常経費充当一般財源を上回った増加があったことから10.0ポイント減の80.7%となりました。これなんかもですね、事実、数字の解説だけですよね。あたかもね、その大幅な改善があったかのように書かれてあるんだけど、数字だけ見ればそうかもしれないけれども、これについては、今年度、法人税のこの税割を大幅に減るわけでありましてですね、あと最終の文章のところの、人口が増えたということがあって増加につながりましたということで結ばれているんですけども、だから、総体としては、頑張ってきてよくやったというふうに書かれてあるんだろうという印象ですよね。

そこでね、お伺いしたいんですけども、要するに課題も多いんだというふうに先ほど町長おっしゃいましたが、同僚議員のお話の中で課題も多いんだということをおっしゃいましたけれども、町長が認識されているですね、今年度、この令和元年度でですね、最も顕著な前進面といいますか、町政の決算に当たってですね、最も大きな前進面は何だったんだろうかと。

今後残る、最も大きな課題というのは何なのかと。今の町長の認識で結構ですので、お答えいただければというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が前進したといいますか、結局、町の人口といいますか、若い人たちの人口が増えているということは、やはり福祉関係の充実があったからではないかということは、認識はもちろんしています。

それともう一つ、課題はやはり4大事業をどう早く推進するのかと。これはほかの道路事業とかいろんな、安全、安心対策とかいろいろあるわけですね。それと絡めながらですね、どう財政運営をしていくのかというのが、やはり今度課題になってくるんじゃないかということを思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
よかですか。  
質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第74号 令和元年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号 令和元年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

しばらく休憩します。

（14時13分 休憩）

（14時25分 再開）

— 日程第9 議案第75号 令和元年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。。

日程第9、議案第75号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。国民健康保険特別会計。1、歳入総額14億3,882万4,000円、2、歳出総額14億1,910万5,000円、3、歳入歳出差引額1,971万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもゼロでございます。5、実質収支額1,971万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第75号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号 令和元年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第10 議案第76号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第10、議案第76号 令和元年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第76号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。1ページをめくっていただければと思います。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（保険事業勘定）。1、歳入総額11億7,976万7,000円、2、歳出総額11億6,500万5,000円、3、歳入歳出差引額1,476万2,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、これはありません。5、実質収支額1,476万2,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

すいません。それから、26ページをめくっていただければと思います。

実質収支に関する調書。介護保険特別会計（サービス事業勘定）。1、歳入総額489万4,000円、2、歳出総額425万6,000円、3、歳入歳出差引額63万8,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、ありません。5、実質収支額63万8,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第76号 令和元年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号 令和元年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第11 議案第77号 令和元年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第11、議案第77号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第77号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。後期高齢者医療特別会計。1、歳入総額1億4,290万3,000円、2、歳出総額1億4,281万9,000円、3、歳入歳出差引額8万4,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもゼロでございます。5、実質収支額8万4,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第77号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 令和元年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第12 議案第78号 令和元年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第12、議案第78号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。国民健康保険診療所特別会計。1、歳入総額949万円、2、歳出総額829万円、3、歳入歳出差引額120万円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもゼロでございます。5、実質収支額120万円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

決算の折、いつも問題となっております診療所の運営の在り方ですか、検討をするということで、もう11年なるわけですけども、その後、今の在り方として、町長として、ほかの開業医を誘致するとか、そういう別のものにしたいということを知るとるもんですから、どのように本年度決算においてされてきたのか、伺っておきます。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

診療所という診療所が今、長崎大学から来ていただいている、認知症の予防になる、認知症の早期発見ということで、もの忘れ外来というだけは今やっているわけで、毎週の月曜日に今やっているわけでございます。やはり今でも、やはり高齢化進めば、やはり認知といいますが、そういう方たちが多くなるということで、まず認知症の予防をするためといいますが、そういうなってからでなくて、なる前に早く早期発見というのを、やはり住民の方が来ていただくということを考えればですね、こういう今、佐々町にそういう専門的な部署がないもんですから、そういうことで、町としては、やはり今そういうことがあるべきっていいですか、あってもいいんじゃないかなってということで、今考えているわけでございます。

また、今後この診療所をどういう方向性を持っていくのかっていうのを、やはり将来的には検討はしなければならないと思っておりますけど、今現在、今年といいますが、現在はもの忘れ外来ということで、私は十分今やってるんじゃないかと。ほかの科目についても今、御指摘ありました。ほかの科目についても、何かあればですね、いいわけでございますけど、やはり医師会との調整も絡んできますので、町としては今、もの忘れ外来をやっているということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

決算説明書の47ページにあることを今おっしゃったと思うんですけども、長く同じような御回答をいただくとるもんですから、例えば、こういうのが認知症の早期発見とか、そういうことで、これは民間でもできる開業医の方がおられるからですね、そこら辺でやってもらうとかですね、そういうのを検討なさったのかどうかということなんですよ。ということは、将来とまたおっしゃいましたから、将来ですから、将来は明日から将来ですけどね。もうずっと何かそのままで行くのかなと思ったもんですから、お伺いしているんですけども。今からは改革

の時代と言われますからですね、行政も職員が少ない時代ですから、できるだけ民間でできることは民間にということで検討をしていくお考えがあるのか、そこだけお尋ねいたします。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
もの忘れ外来っていいですか、認知症の専門的な医者っていうのが、佐々町にたぶん今いらっしやらないと私は思っています。やはり今、長崎大学のほうから認知症の専門のですね、お医者さんに来ていただいているということは、先ほど申しましたように、やはり高齢化を考えればですね、増えるということで、やはり予防的な位置を占めるのは、それから専門的な人に紹介していただくということで今やっているわけでございます。ただ、月曜日だけ開けておくわけでございますので、ほかの曜日が空いているわけですね。やはりそういうことを考えれば、将来的にどうするのかというのは、やはり考えなければならぬと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
1 番。

1 番（須藤 敏規 君）  
将来的は明日から将来ですので、誘致をすとなればですね、条件を良くすればですね、あそこはもう無償で貸しますから、月曜から金曜日の5日間をいろいろしてくださいとかですね、そういう方法でも、やっぱり住民が助かる施設だったらですね、いいと思うんですけど、今のお話聞くと、基金が積み上がった今の状態ではですね、崩してそのままずっと将来、未来永劫、将来これでいくのかなと思ったもんですから、やっぱり改革をしていただきたいと思うんです。私の私見ですので、中身については特別委員会で質問をさせていただきます。  
以上です。いいです。

議 長（川副 善敬 君）  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただ今議題となっております議案第78号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 令和元年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第13 議案第79号 令和元年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）  
日程第13、議案第79号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第79号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

実質収支に関する調書。公共下水道事業特別会計。1、歳入総額12億4,815万8,000円、2、歳出総額11億5,083万9,000円、3、歳入歳出差引額9,731万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額555万円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計555万円。5、実質収支額9,176万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第79号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号 令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第14 議案第80号 令和元年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第14、議案第80号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第80号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目を御覧ください。

実質収支に関する調書。農業集落排水事業特別会計。1、歳入総額4,099万9,000円、2、歳出総額3,653万円、3、歳入歳出差引額446万9,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、いずれもゼロです。5、実質収支額446万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第80号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号 令和元年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第15 議案第81号 令和元年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（川副 善敬 君）  
日程第15、議案第81号 令和元年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第81号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

13ページを御覧ください。

令和元年度佐々町水道事業報告書。

1、概要。(1) 総括事項。

給水の状況。本年度末の給水人口は1万4,000人で、前年度に比べ67人の増加、給水件数は6,242件で35件の増加となりました。また、有収水量については213万7,941m<sup>3</sup>で、1万9,631m<sup>3</sup>増加しました。有収率は85.7%で、前年度と比較し0.4%わずかに改善しました。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、平成30年度から繰越事業として、河川公園深井戸導水管新設工事（その6）、新志方橋配水管（橋梁添架）移設工事ほか4件の工事を行いました。また、浄水場、配水池の整備として、2号ろ過池捨水用バタフライ弁（3・4池）更新工事ほか8件、配水管の整備事業として、新平野配水管新設工事（1工区）ほか2件を実施しました。

なお、中央配水池送配水管分離更新工事（1工区）及び1号ろ過池（5・6池）更新工事については、計画（施工時期）変更調整により、また、町道芳ノ浦線支-3配水管更新工事（その2）については、現地湧水過多に伴う対応により不測の日数を要したため、令和2年度へ繰り越すこととしました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、給水収益が3億3,834万7,181円で、前年度と比較して332万5,437円増加し、営業収益全体においても339万455円の増加となりました。主な要因としては、小浦工業団地の使用水量の増加によるものです。営業費用は2億3,450万293円で、前年度と比較して1,056万1,583円の増加となりました。内訳としては、原水及び浄水費で799万1,267円増額、配水及び給水費で131万8,168円減額、総係費で720万6,608円減額、その他営業費用で1,109万5,092円の増額となりました。その結果、令和元年度の純利益は1億2,797万2,242円となり、前年度と比較して1,915万6,086円の増益となりました。

資本的収支については、配水管改良工事の新志方橋配水管（橋梁添架）移設工事負担金として1,430万4,400円及び配水管移設補償費として214万2,641円を受け入れ、支出においては、建設改良費2億6,805万4,525円、企業債償還金4,449万531円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は2億3,219万8,015円の資金不足が生じました。その不足額2億3,219万8,015円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,759万800円、減債積立金2,200万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,260万7,215円にて補填しました。

まとめ。全国的に少子・高齢化、節水機器の普及により水需要が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においても、令和元年度の給水人口は増加しましたが、一般家庭での使用水量は減少しています。しかし、小浦工業団地の使用水量が増加したことにより、給水収入は増加となっています。施設・設備については、老朽化した施設の耐震化を含めた改良更新などの投資事業を今後も実施する必要があります。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略や、平成29年度に策定した佐々町水道事業更新計画をもとに、計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第81号 令和元年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号 令和元年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会へ付託されました。

— 日程第16 議案第82号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第5号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第16、議案第82号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第82号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

1 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。9款地方特例交付金、補正額301万8,000円、計1,705万5,000円。1項地方特例交付金、補正額、計とも同額です。

10款地方交付税、補正額2,339万6,000円、計11億2,439万6,000円。1項地方交付税、補正額、計とも同額です。

12款分担金及び負担金、補正額88万8,000円、計5,557万円。1項分担金、補正額69万円、計189万円。2項負担金、補正額19万8,000円、計5,368万円。

14款国庫支出金、補正額2億6,220万9,000円、計29億456万8,000円。1項国庫負担金、補正額2,009万3,000円、計6億8,060万3,000円。2項国庫補助金、補正額2億4,211万6,000円、計22億1,917万4,000円。

15款県支出金、補正額2,208万円、計5億9,114万5,000円。1項県負担金、補正額37万5,000円、計3億5,199万6,000円。2項県補助金、補正額2,198万7,000円、計2億910万7,000円。3項委託金、補正額、減額28万2,000円、計3,004万2,000円。

16款財産収入、補正額2万9,000円、計1,886万4,000円。2項財産売払収入、補正額2万9,000円、計325万4,000円。

18款繰入金、補正額、減額1億9,600万円、計18億5,802万6,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

19款繰越金、補正額2億70万7,000円、計2億6,070万7,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額5,170万2,000円、計2億5,335万8,000円。4項雑入、補正額5,170万2,000円、計2億198万4,000円。

21款町債、補正額2,930万円、計4億6,020万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額 3 億9,732万9,000円、計96億1,927万3,000円。

続いて、2 ページをお願いいたします。

歳出。1 款議会費、補正額、減額558万6,000円、計7,560万1,000円。1 項議会費、補正額、計とも同額です。

2 款総務費、補正額 1 億711万4,000円、計23億3,804万2,000円。1 項総務管理費、補正額9,008万2,000円、計20億6,262万2,000円。2 項徴税費、補正額141万7,000円、計 2 億344万9,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額865万5,000円、計5,484万2,000円。4 項選挙費、補正額723万6,000円、計876万7,000円。5 項統計調査費、減額27万6,000円、計580万2,000円。

3 款民生費、補正額2,006万8,000円、計21億5,359万1,000円。1 項社会福祉費、補正額400万円、計 8 億155万6,000円。2 項児童福祉費、補正額1,606万8,000円、計13億5,183万5,000円。

4 款衛生費、補正額3,452万1,000円、計 7 億6,550万8,000円。1 項保健衛生費、補正額2,342万1,000円、計 4 億3,005万円。2 項清掃費、補正額1,036万9,000円、計 3 億2,809万4,000円。3 項診療所費、補正額73万1,000円、計736万4,000円。

5 款労働費、補正額845万3,000円、計889万1,000円。1 項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6 款農林水産業費、補正額、減額4,946万8,000円、計 3 億3,788万6,000円。1 項農業費、補正額、減額4,946万8,000円、計 3 億3,549万6,000円。

7 款商工費、補正額、減額7,505万4,000円、計 2 億125万1,000円。1 項商工費、補正額、計とも同額です。

8 款土木費、補正額793万6,000円、計 9 億1,439万3,000円。1 項土木管理費、補正額32万7,000円、計9,067万4,000円。2 項道路橋梁費、補正額35万1,000円、計 1 億533万6,000円。3 項河川費、補正額1,950万円、計5,653万1,000円。3 ページをお願いいたします。5 項都市計画費、補正額、減額663万円、計 4 億1,759万7,000円。6 項住宅費、補正額、減額561万2,000円、計 2 億4,254万5,000円。

9 款消防費、補正額3,145万5,000円、計 2 億8,243万6,000円。1 項消防費、補正額、計とも同額です。

10 款教育費、補正額 1 億3,366万7,000円、計 9 億1,663万5,000円。1 項教育総務費、補正額、減額291万円、計7,936万8,000円。2 項小学校費、補正額8,555万1,000円、計 2 億9,997万1,000円。3 項中学校費、補正額4,145万5,000円、計 1 億7,482万7,000円。4 項幼稚園費、補正額50万円、計 1 億2,616万5,000円。5 項社会教育費、補正額740万円、計 1 億2,382万4,000円。6 項保健体育費、補正額167万1,000円、計 1 億1,248万円。

11 款災害復旧費、補正額4,515万円、計6,664万2,000円。1 項農林水産施設災害復旧費、補正額900万円、計938万2,000円。2 項公共土木施設災害復旧費、補正額3,615万円、計5,726万円。

13 款諸支出金、補正額 1 億3,011万1,000円、計10億498万6,000円。1 項基金費、補正額、計とも同額です。

14 款予備費、補正額896万2,000円、計3,341万5,000円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額 3 億9,732万9,000円、計96億1,927万3,000円。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、証明書等コンビニ交付システム構築事業、金額1,137万4,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、新生児特別定額給付金事業、金額200万円。いずれも新型コロナウイルス対策によるものの繰越しでございます。

続いて 5 ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正。

追加。事項、株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。）が、公益社団法人長崎県林業公社（以下「乙」という。）に利用間伐推進資金、金1億2,300万円を貸し付けたことについて、甲が損失を受け、かつ、長崎県（以下「丙」という。）が甲に対し、その損失を補償して損失を受けたとき、佐々町は丙にその損失の一部を補償する。期間、令和2年度から令和13年度まで。限度額、令和2年度において、乙が甲より借り入れた利用間伐推進資金について、丙が甲との間になした損失補償契約に基づく丙の損失額に2万分の190を乗じた額。

続いて、6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

追加。起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（農業水利施設）、限度額300万円。

続いて、起債の目的（緊急浚渫推進事業債）浚渫推進事業（河川事業）、限度額650万円。起債の目的（災害復旧事業債）2年災河川等災害復旧事業、限度額1,210万円。起債の目的（災害復旧事業債）2年災農地等災害復旧事業、限度額90万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続いて、変更のほうです。起債の目的、臨時財政対策債、補正前限度額1億4,850万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後限度額1億2,280万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

続いて、起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（河川事業）、補正前限度額2,300万円、補正後限度額3,600万円。

続いて、（公共事業等債）公園施設長寿命化対策事業、補正前限度額1,570万円、補正後限度額1,350万円。

起債の目的、（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、補正前限度額1億380万円、補正後限度額9,890万円。

起債の目的、（緊急防災・減災事業債）消防詰所建替事業、補正前限度額1,140万円、補正後限度額2,310万円。

起債の目的、（学校教育施設等整備事業債）小学校校内LAN配線改修事業、補正前限度額120万円、補正後限度額1,080万円。

起債の目的、（学校教育施設等整備事業債）中学校校内LAN配線改修事業、補正前限度額60万円、補正後限度額490万円。

起債の目的、（災害復旧事業債）元年災河川等災害復旧事業、補正前限度額400万円、補正後限度額500万円。

このページの先ほど朗読しました追加のところで、上から2段目にあります緊急浚渫推進事業債、これが今回新規で上がっております。こちらにつきましては、令和元年中の台風の影響によりまして、全国的に河川の氾濫が大規模な浸水被害があったということで、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるように、今回新たに緊急浚渫推進事業というのが設けられたものでございます。事業年度は、令和2年から6年度の5年間となっております。

りまして、これに伴う地方財政措置というのが、充当率は100%、交付税措置が70%というものでございます。本町におきましても、令和2年度から取り組むことで、今回事業と起債のほうを計上をいたしておるところでございます。

それから、7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括につきましては、割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスの感染症対応の地方創生臨時交付金、合計で2億2,783万7,000円を計上を行っているところでございます。また、それに伴う繰入金の減、また前年度からの繰越金の計上を行っているところでございます。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策ということで、第4弾の事業と、また第1弾から第2弾での実績に伴う減というところで計上を行っているところでございます。それから、災害復旧費ということで計上を行っているところでございます。

それでは、9ページ、上から2段目でございます。

10款の地方交付税でございます。普通交付税2,339万6,000円の増額としております。令和2年度の交付決定額が10億4,439万6,000円ということで、対前年度22.6%の減、約3億400万円の減となっております。令和2年度当初が10億2,100万円で予算計上をしておりましたので、今回2,339万6,000円の補正を計上を行っているところでございます。

それから、15ページをお願いいたします。

3段目にあります18款繰入金5目の財政調整基金繰入金でございます。今回1億9,600万円の繰入金の減としております。これは、先ほど申しました地方創生臨時交付金の第2次の分、2億2,783万7,000円と、今回コロナ対策の分と合わせまして減額をしております。第1段から第3段までで財調の取崩しを、約1億9,600万ほど取崩しを行っておりますけれども、相殺ということで、約1億5,800万円を基金へ戻すという整理を行っております。それと、当初の取崩し分ということで、約3,800万程度の取崩し分を、この財政調整基金のほうへ戻すというところがございます。結果的に、コロナ対策で財調の取崩しということでございますけれども、9月補正後でいきますと、約3,800万円の取崩しというところになっております。

続いて、17ページをお願いいたします。

21款町債の1目臨時財政対策債ということで、2,570万円の減額を、計上を行っております。こちらは、当初予算は計上を行うときに、令和2年の2月に地方財政計画の概要ということで出されたところが、約3.6%の減ということでその当時出されておりましたけれども、実際のところ令和2年につきましては1億2,280万円、対前年度約20%の減ということで、今回2,570万円の減となっております。

それから、21ページをお願いいたします。20ページから21ページにかけてでございます。

財産管理費のところでございますけれども、21ページ、14款工事請負費に、旧町立診療所跡地の汚泥撤去工事を計上を行っております。これは、昨年度解体工事を行う際に、敷地内から医療用廃棄物が混合された土砂が確認されております。一部については昨年度撤去を行っておりますけれども、残りにつきましては撤去を行う必要があるということで、今回工事費の計上を行っております。それとあわせまして、20ページでの委託料のところ、撤去後の土質検査業務委託料もあわせて計上を行っております。

それから、ページ飛びまして、57ページをお願いいたします。57ページ、一番上段になります。13款諸支出金1目財政調整基金費、積立金ということで1億3,100万円。これは、実質収支の2億6,070万8,000円の2分の1以上の積立てということで、今回1億3,100万円の計上を行っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議 長（川副 善敬 君）**

各課長から説明があれば許可します。  
総務課長。

**総務課長（山本 勝憲 君）**

すいません。それでは、歳出の25ページをお願いいたします。

15目の特別定額給付金事業費でございます。給付等事務が終わりましたので、減額補正させていただいております。実績では委員会のほうでも報告いたしましたけど、6,008件の対象者がいらっしゃいまして、6,000件の支給をやっております。最終的に8件支給ができなかった分がございますが、死亡されたり、受取りを拒否されたりという方ございました。

次の26ページ、お願いいたします。

16目の新生児特別定額給付金、コロナ対策の分でございます。こちらにつきましては、4月28日以降に生まれた新生児を対象として10万円を給付するものでございます。来年度4月1日生まれの方まで給付するようにしておりますので、繰越事業として対応させていただいております。4ページのほうに繰越明許費ということで、新生児特別定額給付金事業200万円も計上させていただいております。

それと、財源のところを見ていただければと思いますが、1,766万5,000円、国県支出金ということで計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、歳入の10ページですね。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち941万5,000円、それと、歳入の13ページですね。県支出金、県補助金、1目の総務費県補助金、こちらのほうに説明のほうで書いてございますけど、長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業補助金ということで、10万円の2分の1の補助がありますので、825万円を財源として充当させていただいております。

すいません。29ページをお願いいたします。

こちらコロナ対策でございますが、選挙のほうとしまして、需用費でパーテーション等を購入しまして、備品購入費で投票用紙の自動交付機を購入する予定としております。

すいません。44ページをお願いいたします。

2目の非常備消防費、減額をしておりますが、こちらにつきましては、コロナの関係で操法大会が中止になっております。その費用を今回減額させていただいております。

3目の消防施設費でございます。こちらにつきましては、第4分団の詰所の解体工事ということで、工事請負費のほうに1,311万2,000円を計上させていただいております。火の見やぐらの解体工事につきましては、執行残ということで減額になっておりますけど、新たに解体工事を計上させていただいております。こちらにつきましては、建物がI S値が今0.13ということで、標準のI S値が0.7でございますので、耐震がないということで、新たに建替えを行うものでございます。こちら緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議 長（川副 善敬 君）**

建設課長。

**建設課長（川崎 順二 君）**

すいません。42ページをお願いいたします。

8款3項2目河川改良費でございます。14節工事請負費1,950万円の増額をお願いするものですが、これは、起債事業によります自然災害防止事業による河川整備工事が1件。それと、先ほど企画財政課長のほうから説明がありました本年度から令和6年度まで予定をしております緊急浚渫推進事業によります町内河川3河川の浚渫工事分でございます。起債充当100%、

交付税措置70%の事業となっております。この分の起債分として、17ページに歳入を計上しております。

次に、下の段になりますが、8款5項1目都市計画総務費、委託料の減額につきましては、補助金交付決定によるものでございます。

それから、その下、2目公園管理費、公園施設長寿命化工事につきましては、現在、皿山公園の整備を行っておりますが、その補助金交付決定によります減額となっております。しかし、附帯する工事の部分につきましては、補助対象外の工事というのが発生しておりますので、その分につきましては、一般財源のほうを追加をさせていただいております。これにつきましては、11ページに国庫補助金、それから、17ページの起債の減額というふうになっておるところでございます。

続きまして、すみません、めくっていただきまして、43ページ、一番上のほうですが、これは公園管理費でございますけれども、新型コロナウイルス対策関係で、トイレの水道蛇口の自動水洗器の取付けということで計上させていただいております。

その下の8款6項1目住宅管理費です。14節工事請負費ですが、町営住宅整備改修工事分につきましては、これも補助金交付決定に伴います減額となっております。これは、市瀬第2団地駐車場整備工事につきましては、一部補助対象外の工事というのが発生しておりますので、その分で一般財源の追加をさせていただいております。12ページの国庫補助金、それから、17ページの起債の減というふうになっております。それとその下のコロナ対策としまして、2つの集会所の自動水栓化を予定しております。

それから、すみません。56ページでございます。

11款2項1目土木施設災害復旧費です。元年災の災害復旧工事につきましては、前年度からの繰越しをお願いしまして工事を進めておまして、6月に増額の補正をお願いしたところですが、7月の大雨等で増破した影響等がありまして、追加の工事の分ということで計上をお願いしているところでございます。それから、2年災の災害復旧工事につきましては、6月から7月にかけての大雨によります道路3か所、河川2か所の5か所の災害復旧工事分でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません。まず、4ページのほうを開けていただければと思うんですけれども、先ほど企画財政課長のほうから説明がありましたけれども、この繰越明許費の2款1項総務管理費の証明書等コンビニ交付システム構築事業ですけれども、これにつきましては、証明書、証明発行サーバーの構築におおむね半年、その後のシステム確認試験ということで、アウトプット検証、工程1試験、工程2試験、工程3試験、業務運用試験、最後に実施店舗の試験ということで、おおむね3か月ほどその期間に要するというふうなことになっているものですから、今回繰越明許費を計上させていただいております。

それから、10ページをお開きいただければと思うんですけれども、ちょっと予算の組替え等を行っております。同じような数字が並んでおりますけれども、一つは、個人番号カード交付事業補助金の減額の827万8,000円、その下の412万6,000円の減額がございますけれども、その下の3目の戸籍住民基本台帳費補助金のほうへの組替えを行っております。また、この1節の総務管理費補助金のところの中ほどにある社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額557万7,000円というのがございますけれども、これにつきましては、そのページ、同じ10ペー

ジの一番下にある社会保障・税番号制度システム整備補助金1,300万2,000円というのがございますけれども、742万5,000円の増額となっております。これにつきましては、国外転出者によるマイナンバーカード利用にかかる戸籍附票システムの改修分で495万円で、住民基本台帳システムの改修分で247万5,000円ということで、国から交付される分でございます。

それから、めくっていただきまして、11ページになります。

11ページの中ほど、2目民生費国庫補助金の2節の児童福祉費補助金のちょうど3行目のところ、説明欄の3行目のところで、保育所等施設整備交付金3分の2というのが478万3,000円ございます。これにつきましては、神田保育所の建設にかかる補助金ということになります。歳出のほうは33ページになるんですけれども、そちらのほうには538万円という数字が入っておりますけれども、この補助金につきましては、補助基準額の変更による増額がなされておりました、33ページにありますように、今回の補正では538万円の歳出側の補正をさせていただいておりますけれども、補助基準額の変更ということで、最終的には、この補正の段階では2億4,615万7,000円の補助金、そのうち、町の負担額は補助対象事業費の12分の1になりますので、2,735万円ということになっているところでございます。

それから、少しページをめくっていただきまして、16ページになります。

先ほど決算認定の時にも御指摘を受けた案件ということになります。16ページの一番下のほうになります。令和元年度子どものための教育・保育給付交付金（保育所等分）追加交付金3,334万4,000円で、次のページ、17ページにもありますけれども、令和元年度子どものための教育・保育給付費県負担金（保育所等分）追加交付で1,456万5,000円。先ほどの不用額の話もありましたけれども、これも結果として、令和元年度保育所の無償化がありましたけれども、最終的には、補助金の申請等の中での見込みが非常に甘かったというふうなことになるのかなというふうに思いますけれども、決算でまた改めて御説明をさせていただければというふうに思っております。

それから、すいません、22ページになります。

22ページのところは、先ほど繰越明許費のところでも御説明をさせていただいた証明書等コンビニ交付システムの構築事業委託料ということで、1,137万4,000円というところでございます。

それから、28ページでございます。

28ページのところの8節旅費でございます。普通旅費で24万円上げさせていただいておりますけれども、この旅費につきましては、先ほど繰越明許費のところでも御説明させていただきましたけれども、工程2、工程3という試験がございます。その試験が、証明書交付センター東京にございまして、そこに出向いての試験ということになっておりました、今のところは2回に分かれるというふうな話がございますので、場合によっては1回になるかもしれませんが、住民福祉課と税務課それぞれ1名ずつの立会いが必要になってまいりますので、4回分の東京への交通費、旅費を計上をさせていただいているところでございます。その下の委託料は、先ほど歳入のところでも説明したところでございます。

それから、すいません、31ページになります。老人福祉費のところですが、昨日の一般質問の中でも出ておりましたけれども、新型コロナ禍におけるフレイル予防移動支援というところで、220万5,000円の委託料を計上をさせていただいているところでございます。

それから、下の32ページのところになりますけれども、1目の児童福祉総務費のところ、学童保育にかかる部分がございます。説明欄の3行目のところに臨時休校時間開所対応分224万円、その下段が、新型コロナの感染緊急包括支援事業分ということで250万でございます。この224万円については、4月22日から5月15日までの臨時休校に伴う国の支援ということになります。開所支援と開所人材確保支援というのがございます。それで合わせて224万円ということになります。それから、下段の、下段のといいますが、その250万の分につきましては、学童保育が5単位ありますので、5単位の50万ということで、国からの支援がなされるというところでござ

ざいます。

それから、その下の子育て支援事業委託料の20万円ですけれども、これも国の支援が50万円あるんですけれども、ぷくぷくクラブに委託をしておりますけれども、協議の結果、20万円で対応可能ということで、20万円の予算を計上させていただいております。

その下になります。3目の児童福祉施設費の12節の委託料のところ、病後児保育事業委託料で新型コロナの分がございます。50万ありますけれども、これも同じような形で、1か所につき50万円の国の支援がございますけれども、病後児保育については、町内で2つの保育園が実施されてますけれども、1つの園は国からの補助の支援を辞退されましたので、1園分を計上をさせていただいているところでございます。

それから、めくっていただきまして、33ページの右上のほうになります。3行目ですけども、新型コロナウイルスの包括分の200万ということですけども、これにつきましても、公立の町立保育所を除いたら3園民間の保育園がありますけれども、1園は辞退をされたので、2園分としての50万の100万円と、それと、延長保育事業が3園、延長保育事業が、すいません、青い実保育園と神田保育園と事業を実施されておりますけれども、その分での50万の2か所というふうな形になっております。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、今回の補正予算につきまして、8月19日の総務厚生委員会で御説明をさせていただいておりますとおり、各施設での自動水栓ですとか、消耗品の購入、それから、町内医療機関への物資の配布等々、それぞれの費目に予算を計上させていただいているところです。その総務厚生委員会の中で御説明をしておりましたマイバッグの配布につきまして、これにつきまして、約600万円を超える額ということで御説明をしておりましたが、委員会後に各種団体のほうに御意見を伺いまして、否定的な意見が多かったというところを踏まえて、取下げをさせていただいております。したがって、今回の補正予算には、マイバッグの配布という予算は計上をいたしておりません。申し訳ございません。

それから、34ページ、予算書の34ページを御覧いただきたいんですけども、4款1項2目予防費になります。こちら今度、8月19日の総務厚生委員会の中には御説明ができておりませんので、新たに計上をさせていただいた予算がございます。内容としましては、コロナ禍における新型コロナとインフルエンザの同時流行ということに備えるといいますか、対応をするということでの予防事業ということで、インフルエンザのワクチン、これの接種に対する補助というふうなことを事業としてやろうということで、予算を計上させていただいております。具体的には、34ページの12節の委託料の中の予防接種業務委託料（新型コロナウイルス感染症対策事業分）というところ、それと、19節の扶助費に記載しております扶助費の新型コロナ感染症対策事業分ということでございます。インフルエンザワクチンにつきましては、6か月以上小学生未満、それから、65歳以上というところに対しましては、既に補助を行っておるところでございますけれども、中学生から64歳以下の方に対しても同じように補助をしようということで、インフルエンザの予防を推奨するというふうな目的での予算計上をさせていただいております。

それから、続きまして、36ページを御覧ください。

こちらにつきましては、36ページの4款2項2目の塵芥処理費でございますけれども、12節の委託料のところ、ごみ処理施設運転補助業務委託料ということで予算を計上させていただ

いております。これにつきましては、職員の長期休暇、それから、会計年度任用職員の退職というふうなことがございまして、クリーンセンターの焼却の部分の運転というのに支障を来す状況が出てきております。その運転という部分につきましては、資格を有する方が必要となりますので、会計年度任用職員とかを新たに募集をかけてという形での人員の確保というのが非常に難しい状況になってきております。したがって、今回、運転ができる資格を持った方というのを、派遣をしていただくというふうな形で、節としましては委託料で組んでおりますけれども、内容としては、運転補助を行っていただく方を派遣をしていただくということで、派遣の人員については3名、3人の派遣をしていただくというふうな形での予算を計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会関連の主な補正予算内容につきましては、委員会でも説明いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策としての歳入予算としましては、ページ12ページ以降、国からの地方創生臨時交付金、それから、各種補助金を活用いたしまして、歳出側といたしましては、47ページ以降、GIGAスクール構想の実現に向けた各種経費、それから、小・中学校3校あるいは社会・体育・教育施設にかかる新型コロナウイルス感染症対策経費分を計上をいたしておるところでございます。

それから、最後なんですけれども、予算書52ページ、中学校の学校管理費の工事請負費の中に、屋上防水改修工事がございます。中学校のシート、グラウンド側から見まして右側の、後でできた校舎のほうですね、ですが、令和2年度当初予算に計上をされなかったものですが、雨漏りの確認がその当時できてなくて、その後の雨漏り発覚後、5月以降の長雨の際、緊急対応として、しのいできたものの、完全に食い止めることが技術的にできなかったものですから、今回9月におきましての補正予算をお願いをしているものでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、歳入のほうをお願いしたいと思います。

14ページになりますが、14ページ、15款県支出金4目農林水産業費県補助金になりますが、こちら新構造改善加速化支援事業費補助金2分の1を使いまして、排水路の改修のほうを予定をしておりましたが、起債において有利なほうがございましたので、起債のほうの組替えのほうを行っているもので、減額というふうにしております。

ページのほう、17ページのほうをお願いいたします。

17ページの21款町債2目農林水産業債ですが、こちらの、先ほどの分の（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業ということで、こちらが、先ほどの補助事業のほうから組替えのほうを行いまして、また、あわせまして、この起債が使えます事業を取り組んだもので、2件分という形で計上をさせていただいております。

続きまして、歳出のほうになります。

37ページのほうをお願いいたします。

37ページの5款労働費ですが、こちらでコロナの影響によります支援策としまして、2目緊急雇用創出事業費を計上させていただき、雇用機会の創出を行っておるものでございます。主には、会計年度任用職員のほうを6名分を雇い入れるような形で計上いたしております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

39ページの真ん中ほどにございます6款農林水産業費8目農地費ですが、令和元年度に被災しています中川原地区のラバー堰において、現在耕作されています大新田地区への用水確保において必要となりました費用のほうを計上しております。主なものとして、14節の工事請負費になりますが、中川原地区仮設ポンプ釜場設置工事ですが、大雨の際に引き上げます水中ポンプのほうを再設置する際の据付け場を整備するものでございます。

続きまして、その次のページ、40ページになります。

7款商工費4目観光費になりますが、需用費のほうで古川岳展望台の修繕料として計上させていただいております。こちら、展望台の塗装が一部剥がれている部分がありますので、その分の塗装のほうを行うものでございます。

続きまして、56ページのほうをお願いいたします。

56ページの真ん中にごございます11款災害復旧費1目農地等災害復旧費ですが、6月の大雨によります災害対応としまして、農業用施設災害復旧工事2件分と農地災害復旧工事1件分を計上いたしておるものでございます。

歳入におきまして、県の補助金の分と受益者の負担金の分を計上させていただいております。以上になります。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（15時43分 休憩）

（15時54分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく4時になりますが、時間を延長したいと思います。よろしく申し上げます。

82号の各課の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

全体的ですけれども、まずは36ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費の委託料、派遣ということで、職員の長期休暇による委託料でございますけれども、有資格者にしか行えない業務があり、派遣で3名の委託というようなことで予算計上されております。このポイントについて、2点ほど伺います。

いわゆる特殊業務がある施設管理業務、老朽化された佐々町のごみ焼却施設ということでの課題のある施設管理ということで、通常運転ならば負担も軽減されておりますけれども、老朽化によるですね、故障及び不具合等々、管理部が過多となる熟練職員の減少による負担、ある種個人の負担による業務をお願いしたような状況になって、結果として機械も老朽化して、大変な管理というような状況で発生した事案ではないかというふうに感じております。そもそも今回の議会冒頭もありました災害対応、避難所等々の問題についても、現状職員定数で賄えていないというのが、実態として浮き彫りになったということではないかと思っております。また、新たな事業等については、必ずといってよいほど非正規の、会計年度任用職員の予算化が計上さ

れております。全事業のですね、事務及び施設管理含めた定数調査を行い、職員定数の見直しを行うべきではないかというふう感じておまして、質疑をする次第でございます。異動等も含め、女性においてはですね、特に産休や育休など、少子高齢化、女性が子どもを出産していただくことにより、この人口減少対策もですね、生まれてきます。そういった職場環境、休みやすいと、休暇が取れるというような労働環境はあってしかるべきであり、その部分も含めた職員定数管理があるべきではないかということで質疑をしますので、そのポイントについての御答弁をお願いしたい。

また、この施設、長期的課題ではございます。先般、議会において、させば広域連携に対する決議をなされ、中枢連携も佐々町も参画しました。当初において、長期課題として佐世保市としても協議のテーブルにつくという前向きなお話もいただいております。中枢連携結ばれたわけですので、執行として、そういった長期課題に対するアクションを、特に首長であられる町長は、政治的に行うべきではないかというふうな視点を私は持っております。そのところの短期的な課題、中期な課題、長期な課題として捉えた際に、県も含めてですね、ごみ処理施設については課題もありますので、そういった政治的な動きを町長としてなさっておられるのか、そのところを確認をしたい。2点です。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

職員の定数の問題ですけれど、やはり今回の委託につきましては、皆さん御存じのとおり、やはり技術的な免許が要るもんですからですね、これは緊急に、ごみを止めることができないということで、やはり2名の方が、一人が御病気だということ、それから、一人が辞めたいということでございますので、緊急的にやはり2人雇ったってということでございます。全体的な職員の定数については、今総務課のほうでも検討されていると思っておりますけど、私としては、今の定数というのは十分やっていけるんじゃないかと。ただ、今定数が少ないわけでございますので、ことしが多分5名、何名ですかね。5名の方の職員が採用を今予定しているところでございまして、そうすれば、今職員実数満員なるんですね。あともって、そちらのほうは総務課長のほうに説明させますけど、我々としましては、やはり職員の方のそういうこともありますのでですね、やはり町としてよく考えてやらなきゃならない。ただ、やはり人件費とかいろいろな問題がありますのでですね、町としまして、皆さん方と話し合ってますね、進めていかなきゃならないと思っております。

それから、もう一つは、ごみ処理場の古くなったということでお話でございます。ようやくこの前、ごみ処理場の設備の基本計画というのを策定いたしました。町としましては、現状、やはりクリーンセンターの改修に向けてですね、手続きをやらなきゃならないと。その間、佐世保市とのもちろん話し合いをやるわけでございますけど、まだこの前の話で、皆さんも御存じのとおり、広域連携に入るときに、5年間のということでお話があったと思います。それは阿部議員も御存じだと思います。その中でですね。5年間のということで、すぐ話し合えるってことができるのか、やはり我々もそれはアクションを起こさなきゃならないと思っておりますけど、これも一つは、小値賀町もですね、どちらにしても、ごみ処理場が古くなっているということでございますので、町としましてどうするのかというのは、やはり話し合いをしなきゃならないと。しかしながら、町としまして、今基礎調査をして、ごみ処理の設備基本計画をつくっておりますので、それにのっとって町としては進んでいかなきゃならないんじゃないかとは思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。定員管理ということで、ちょっとお話をさせていただきます。

定員管理計画を前つくってございまして、目標が106人ということで定員のほうを求めてございまして、昨年度、まあ今年度の当初予算では一応105名になる予定ではございましたけど、昨年度、中途退職ということで2名おりましたので、実際のところは103名、現時点ではなっておりますということでございます。前、定数条例のほうを提案させていただいたときに、しっかりした定員管理をとる御要望もございましたので、総務課、担当課としましては、早々にその定員管理の見直しを行いたいということで御答弁していたかと思っております。

現状としましては、実際は事務がちょっと滞っております、今年度中に担当課としましては、本来なら事務量をしっかりと減らして、定員が何人ですよとかいうような作業になるかと思っておりますけど、そこまで詳しい作業はちょっと難しいと考えてございまして、やはり各課のちょっとヒアリングをしながら、そこを進めていきたいなということで、内部的には進めていきたいなということで、今ちょっとコロナ禍もありまして、ちょっと業務が総務課のほう、ちょっと多忙でございまして滞っておりますけど、今年度の部分としましては、ある程度、会計年度も含めてですね、その辺の定員をちょっともう一回見直していく必要があるなということで動き出しているところでございまして、よろしくお願いたします。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

前向きな回答だったので、若干の安堵はしたんですけども、特に特殊業務がある施設管理という部分については、熟練職員ですね、やっぱり経験を継承していくという面において、免許も有資格も要ります。であれば、その人事管理という際に、資格を取ってすぐ異動をされるとか、そういった状況になっていくとですよ、経験の継承、業務の継続性というのがですね、図られずに、ある種個人の負担、そういった状況を結果として招いて、責任感が強かったり、そういった、個人がですよ、心が傷んだり、体調を崩したりというのが現状起きているのが現状ではないかというふうに感じるわけですよ。通常業務しかりですけども、特に特殊業務においては、その将来を見通した定数もしっかり、定員、人材の配置ですね。そういった部分も考慮して管理をしていくべきではないかと。

退職不補充による減のまんま、何ら問題がないというような状況で、減のままずっといっているという部分も散見されるんじゃないかなと。であれば、そこに個人の負担が発生している。

私は一般質問でさせていただきましたけども、若年者の早期退職は非常に問題ではないかということを質問させていただいております。そういったことも含めてですね、もう適正な管理をしていただきたいというふうな要望したいと思います。

もう一つ、長期的な課題の施設管理については、私も見させていただいております。長寿命化。15年のために30億ですか。かかる費用は仕方ないとはいえ、非常に建設的ではない計画じゃないかと。そこは、政治的にですね、熱心な活動が実を結ぶこともあるのではないかと思いますので、町長におかれましては、熱心な活動を行っていただい、何とか問題解決にですね、つなげていただきたいというふうな意見を持っておりますので、要望をして質疑を終わりたいと思っております。

あと一点だけ追加で申し訳ない。住民の方もですね、やっぱり心配に思われていると思うん

ですけど、停電しかり、ライフラインですよ。緊急時の対応、修繕をしていると言いながらも、長期間の施設のストップとなった際、そこの非常時の対応というのは考えられているのかを確認をしておきたい。一般廃棄物の処分が、クリーンセンターがストップしてしまいましたと、仮に長期、あり得ますよね、現在、はっきり言って。その際、住民は一番困るわけですよ。そういった際の対応策というのは、もう既に構築されていますよということなのか、そのところは確認をしておきたい。

議 長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今、最後に御質問がありました停電の際の長期間の施設のストップへの対応ということでございますが、クリーンセンターの施設につきまして、あそこの施設にも自家発電はついております。ただ、その自家発電で動かせる機械の範囲ってというのは、本当にごく限られておまして、最低限受入れができる、要は、ごみ収集と、それから、持込みの分の受入れは最低限できるようなところを基本的には動かすというふうなものになっております。

今回、台風で停電によって止まったというのが、機械を動かすための動力がということではなくて、基盤、CPUが破損をしたということで、電気が復旧しても機械を動かすことができなかつたという事情でございます。施設が老朽化しておりますために、古いがために、そういうことが起こってしまうと。新しい基盤を、新品はございませんので、それを探して取り寄せて、何とか動くように復旧することができたというのが実態でございます。ですので、今の御質問でいきますと、もしも基盤がもう手に入らないというふうなことで、修理が何らかの手立てで修理もできないということになれば、最悪ストップすることもあり得ますが、それについて、ストップすることについて、どうしようもない事態になる可能性はございます。そのときは、処理を他自治体なり、民間なりに修理が終わるまでは委託をすとか、そういった方法をとるしかないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

災害時、まあいろんな災害が考えられると思うんですよ。佐々町のみならず、周辺もストップしてしまうということはあり得るかもしれません。

再確認です。佐々町のみが仮にストップした際の災害時の他自治体なりの連携というかですね、そういった協定というか、県内でそういったものは何らかされている部分があるんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

今のクリーンセンターに限っての県内での自治体同士の協定とかがあってというのは、聞き及んではおりませんので、恐らくないというふうに思います。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

許可します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

すいません。住民の方が一番心配するのはですよ、いつまでストップして、何日間受け入れられるかで、住民の方々にごみの受入れができませんよというような非常事態に、どれぐらいなったらなるのかというのが、住民の方が一番心配なことであって、これは考えておかなければいけないことだと思うんですよね。だから、そういったことはですよ、何日間ぐらいは町内で耐えきれて、あとはこういった施策で対応するというような対策、対応は練っておくべきだというふうに思いますので、そこのところは要望して、質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

大きく3点ですが、1点目はですね、15ページですね、歳入の部分の16款2項の不動産売払収入で、県施行工事に係る売払分というのがありますが、この詳細についてですね、どの程度の土地をどのぐらいの価格で売却されるのかということについて御説明いただきたい。

それから、2点目はですね、52ページですけども、教育費の中の中学校費の屋上防水改修工事ですけども、これについては、改修する面積ですね。防水改修っていうのは全部やるわけじゃないと思うんで、どれぐらいの面積を考えておられるのか。

それから、4行目にあるLAN配線改修工事ですけども、これは先般も質問したところですが、その通信専門の事業者がやるのかと。GIGAスクール関係の件だろうというふうに思います。コストもですね、非常に高額になりがちで、なかなか検証がしにくいところがあるので、非常に重視する必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、2点目。

3点目はですね、21ページの総務費の総務管理費の中ですね、14節ですか。工事請負費。町立診療所の汚泥撤去工事についてですけども、これについては、委員会の際にもですね、意見等も申し上げたところですが、改めて確認をしたいのですが、この診療所ですね、解体工事費っていうのは、約5,000万程度ではなかったかと記憶しておりますが、この汚泥撤去の工事がですね、公用オーダーで、5,000万の解体工事で、終わったあとに2,000万の追加が出るというのは、大変工事としては適切でないのではないかと。さらに、その数量についてですね、どの程度の汚泥を撤去しようとしているのか。あるいは、その汚泥ですね、感染性の有無っていう点でですね、もうあそこの診療所がやまってから数十年になるわけで、感染性といっても特に問題はないというのがね、常識だろうというふうに思うんです。そういう点で、様々な議論の中で、ふるいにかけて出てきた瓶だけ捨てればいいんじゃないかというような話などもあったりしたわけですが、この感染性の有無はどうなのかと。そもそもこの撤去工事にですね、緊急性があるのかということですね。非常に考えておまして、丁寧に御説明いただきたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず、1点目に御質問をいただきました15ページの財産収入、説明として、土地売払収入（県

施行工事に係る売払分）という部分につきましては、国道で芳ノ浦の堀切部分の歩道の拡幅を、県のほうで本年度から令和4年度にかけて実施されるようになっております。その一部に町有地がありまして、原野がありましたので、その用地買収分ということで、面積としては39.23平米を県のほうに用地買収ということで売払うことになっております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

まず、1点目の52ページの14節工事請負費の屋上防水改修工事につきましての面積につきましては、398平米です。ウレタン塗布防水工事ということで、工事の名称は、中身がですね、で対応するというようにしております。

それから、LAN配線改修工事につきまして、以前もお話があったとおり、議員御指摘のとおり、おっしゃるとおり、電気・通信関係の特化した業者ということで検討をしておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

21ページの旧町立診療所関係でございますけれども、これにつきましては、当初の解体をしていく段階では、想定はしておりませんでした。結果的に最終段階になったときに、この医療用廃棄物の混合の土砂が確認されたということで、これについては、もう前年度に分かったことでございますので、今年度撤去が必要だということで、今回計上を行っているものでございます。

それから、数量につきましては、概算でございますけれども、220立米程度を想定をしております。

それから、当時の木造時代からの、木造時代が撤去をされた時代が昭和四十数年ということでございますので、感染性はないものではないかと考えております。

それから、緊急性があるのかというところでございますけれども、こちらも同様に、もう前年度に分かった事実でございますので、これは本年度で早急に対応をしたいということで、今回9月補正をお願いするものでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

それぞれ芳ノ浦の用地の売却価格については、これは、路線価等々の関係では適切なのかということを確認しておきたいと。

それから、屋上の防水についてはですね、ウレタン塗布ということですが、おおむね耐久年数は何年ぐらいなのかということですね。通常マンション等だと10年ぐらいの塗布というふうに言われていますが、ほかの今後のですね、大規模な計画の中で、再度やるとかっていうこと

にならないのかということを確認ですね。

それから、もう一つはですね、数量が出されましたけれども、私も前、医療機関に勤めておいた経験がありまして、医療廃棄物ですね、廃棄価格というのがあるわけですね。それで、私も試算をしてみたんですけども、立方メートル当たり、1立米当たりのですね、回収、処理価格っていうのが、高くても数千円。私、関係するところで調べましたら、1万円しないんですよ、1立米当たり。だから、200立米だったら200万円というのが普通相場だというふうに私は思います。非感染性の廃棄物の場合ですね。もちろん土砂の撤去だとか、その他の工事の費用もかかるので、処理費用だけではもちろんないというふうに思うんですけども、いずれにしても非常に高額な処理費用ではないかというふうに思うのですが、その辺りの検証はいかがなんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

医療用廃棄物そのものだけでいけば、単価も安くは済むかとは思いますが、今回、医療用廃棄物が混合された土砂も合わせて処分を行うということにしておりますので、今回はこの土砂も含めての撤去を考えておるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）  
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

価格の算定につきましては、近隣の標準値、近隣の宅地ですね、そこから算定をしまして、算出をしておりますので、適正な価格だということで判断しております。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今回の防水関係の工法については、シート防水またはウレタン塗布をするということでの検討で進めております。議員おっしゃるとおり、保証期間というのは大体10年というのを目安に考えてあるということですが、通常ほかの施設を鑑みたときに、20年ぐらいは保てるといふ現状はあります。ただ、10年という一つの目安は、議員御指摘のとおりでございます。  
以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません。汚泥の件なんですけども、医療廃棄物の分離をすれば、要するに、土砂は捨てなくてもいいんですよ。医療廃棄物だけ取り出すっていう作業をすれば、土砂は処理しなくていいということだと思います。だから、簡単に言うんですけども、前にもちょっと同僚議員からも提案がありましたけども、200立米をふるいにかけて医療廃棄物だけ取り出せば、それはでき

るわけですよ。それはね、要するに、感染性のものとか、公害のまき散らすようなアスベストが入っているものとか、そういったものは簡単にふるいにはかけられないんだと思うんですが、それは十分に可能だと思うんですね。だから、工法も含めてですね、これは是非再検討すべきだと私は考えるものですがいかがでしょうか、町長。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、医療廃棄物は、たぶんマニフェストをつくって、多分前は福岡に出していたですもんね、福岡の会社が処理するっていうことで、福岡までたぶん送っていたと思います。現在どうなっているかちょっと分からないんですけど、やはり工法的にどうするのかっていうのは、なるべく安くですね、済むようにですね、我々も努力をして、工法的に考えていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

6番。

6 番（永安 文男 君）

関連的な質問になるわけですが、まず、別枠では、37ページですね、労働費の緊急雇用創出事業費で、一応委員会等で事業の説明、内容等は受けたんですけども、まず、この分に関してですね、6名の作業班と同じような道路関係の倒木伐採等を行うというような事業内容で受けたんですけども、この分で、なかなか林道とか農道関係で伐採が行き届いていないというようなところが聞かれますのでね、その分についてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども。

今、きのうほどの同僚議員からの一般質問にもあったようにですね、古川遊歩道の問題で、県のほうにかなりパンフレット等で佐々のPRをされとるなかでですね、あそこは古川岳遊歩道に行くために、林道の古川真竹谷線を行ったり来たりとかされる方がよそから来てですね。いらっしゃるといって、なかなかあそこが倒れたり、草が生えたりして行きにくいっていうようなことで、よそから来た人からいろいろ地元の方あたりにPRしてあるのに、これじゃちょっとたまらんといって、車が傷むような話もされたりというようなことも聞きましたんでですね、やはりそういうところを含めてこの対応がされるのかどうか確認しておきたいと思います。

それから、下のほうに負補交、負担金、補助及び交付金で18の刈払機取扱作業講習負担金というのがありますが、この辺のちょっと内容を。刈払いするのに、やはり素人さんだから、こういうふうな講習を受けるというようなことになるのかどうかちょっと確認をしたいと思います。

それから、52ページですね。先ほどの中学校の屋上の防水関係で、このことに直接じゃないですけど、私がちょっと聞き漏らしたところがあるかも分かりませんが、校舎、新校舎の以前の建築のときに、高さが違うっていうようなことで、継ぎ目、あの辺の関係が原因としてあるのかどうか辺りでちょっと確認をしたいというふうに思いますけれども。なぜ聞かかと言いますと、健康相談センターのそういうふうな問題が発生したときに、ずっと雨漏りは解消できず、まだ、今雨が降ったりしたときには、まだ現状で雨漏りがしてるというようなことで、当初予算に予算組まれて対応はされてるという話ですけども、それでも、まだこないだの長

雨のときも、雨が降って、原因が本当に解決したのかどうかという確認をしておきたいと思います。

それから、もう一点ですね。36ページ。これも同僚議員からの質問があったんですけども、やはり職員さんの負担になって、いろいろな長期病気休暇を取るような形になっているっていうような説明があったわけですけども、これ以前、メンタルヘルス関係で私が一般質問をした折にですね、やはり職員の労働過多になったりして、ほかの人にいろんな多重的にですね、負担がかかってきたりして、いろんな支障があるんじゃないかとかいうようなことも聞いたりして、産業医にそのメンタルヘルス関係については十分対応されているっていうような話を聞いたんですけど、今その対応はどのようになっているか。そして、それに該当するような人数がですね、何人かいらっしゃるかどうか、ちょっと確認をしたいと思うんですけども、お願いします。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘の52ページの屋上防水改修工事のシートの屋上ということで、議員御指摘の段差による、何と申しますか、影響というのではなくて、シートのまさに屋上の部分でございますので、関係はないということで認識しております。

議 長（川副 善敬 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました5款労働費にございます緊急雇用創出事業、こちらのほうで雇用するように考えておる部分ですね、道路の清掃等を考えておりますけども、まずは、慣れていらっしゃる方がおられるというふうに考えておりますので、道路維持班のですね、作業班のほうと一緒に活動をしていただきながら、作業を覚えていただくという形もありますし、当課におきましては、林道・農道の管理がありますので、そちらのほうにもしっかり入っていただいてですね、清掃のほうをしていただくというふうに思っております。

その中で、刈払機についてはですね、やはり素人では危険な部分もありますので、しっかり講習を受けていただいてですね、対応にあたっていただきたいということでの予算のほうを上げさせていただいております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、職場のメンタルヘルスケアについてということでございます。メンタルヘルスにつきましては、現在行っているのがですね、ハラスメント加害者・被害者にならないためにというようなパンフレットの配布、職員に各部署で回覧をお願いするというような配布。それと、あと職員研修会ということで、昨年度12月3日に男女共同参画社会及びハラスメント防止等の研修会ということで、本庁内で出席者が77名、一応全職員対象者ということで行いましたが、業務の都合で参加できなかった者もいるということでございます。

あと、最後に、ストレスチェックの実施ということで、こちらにつきましては、セルフケアのさらなる充実及び働きやすい職場環境の形成を目的に、労働安全衛生法に基づき、年1回ストレスチェックを実施するという形になっておりますので、これは、対象者は正職員、会計年度任用職員含めて行っているところでございます。分析結果につきましては、個人のほうにお渡しするという形になっておりまして、その結果につきましては、例えば、上司が見るとか、私が見るといような形はございません。ただ、そうなると、職場の対応というのが非常に難しくございますので、所属課ごとの集団分析という形で、10課、階級、男女、年齢ごとということで、自分の課がどうあるか、まあ個人が特定される分もございまして、人数が少のうしてですね、その部分につきましては、幾つかの課をまとめてですね、分析結果を各部署の管理職に回してるといような状況でございます。高ストレス者と診断された方については、面談をどうぞということで勧奨はしておりますが、面接の希望者につきましては、30年度に2名、令和元年度にはいなかったという状況でございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

6番。

6番（永安 文男 君）

メンタルヘルス関係については、対応をなされているということで、安心してはるんですけども、聞くところによると、やっぱり長期で対応で、ほかの方に負担がかかっているといような、いろんな問題を耳にするものですから、その部分については、当然、総務課長なり、管理部門の方が目を配ってですね、十分対応していただきたいと思っております。

それからあと、緊急雇用の林道関係の作業の関係ですけれども、やはりどうしても全町的に見たときに、やはり不足している部分で対応が手が回らないということで、以前、産業経済課の職員であそこを対応するっていようなことで、課長が一人で現場に来て草刈りをやられておる状況で、私もちょうどその現場に1人あれで応援した経過もあるんですけども、やはりそういうふうな部分について、今度6人も配置されるっていことになれば、それでかなりの改修ができるのかなと思って安心してはるんですけども、十分、今聞けば、刈払いの安全性なんかの問題なんかも対応されるということですので、何しろ、やはり、県内で古川岳の遊歩道関係をアピールしている部分についてですね、あそこの通りの状況といものを把握されたなかでですね、やはり佐々のそういうふうな観光資源っていものを生かすといことに対しては、気を配っていただきたいなといふふうに思います。

そういうことで、もう一つ、屋上の防水については分かりました。私がちょっと認識違いで。ただ、予算が、当初予算の関係であったんですけども、やはりこの前の雨で、健康相談センターのほうに雨が降ってたといような状況の中で、もう原因が究明された中で、早く解決しないと、そこが住民のいろいろな健診なんかのときに、迷惑かけた経緯があったと聞いたものですからね、その辺について十分注意を申し上げたい。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

2番。

2番（浜野 亘 君）

申し訳ないです、時間が無いのに。

20ページと21ページの3番議員と同じ内容です。町長が検討して対応するといことで言われたんですけども、方法としてはですね、先に検査をしたらどうですかといことなんです。

うほとんど害がないだろうというのが、先ほど企画財政課長の話もありましたから、先に調査して、それから方法を考えるべきだと。委員会で言ったことと同じ説明をして、こっちがまた同じような形で言うておりますから、全然前進してない。議会の意見っていうのは聞かれないのかなというふうに、非常に残念に思いました。そこは、方法としては、先に検査をしたらどうですかということですよ。

それから、もう一点。教育委員会のほうで、ノートパソコンの初期設定業務委託料、48ページから中学校の費用まであるんですけど、1台当たり4万4,000円ぐらいで購入してですよ、それに1万7,600円、1台当たり。OSが入っていないのか、ソフトウェアが入っていないのか。どういふことでこういう金額が出てくるのかなっていうのが、説明が委員会ではなかったんで、そこを説明していただきたいと思ひます。

議 長（川副 善敬 君）  
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議員御指摘の初期設定費用につきましてでございますが、OSというのは、当然委員会の中で説明しておりましたけど、OSは入っておりますが、OSのほかにも、パソコンを利用するインターネットのサービスにログインするためのアカウントの作成とか、ワード、エクセル、パワーポイントなどのパッケージ製品のインストールとか、あとウイルス対策、それから、ブラウザの設定。ブラウザというのは、パソコンのいろいろなファイルを見るためのソフト全般、そういったものですね。等々、初期設定として幾つか設定しなければいけない柱がございます。また、フィルタリングをかける設定とか、あと、児童生徒の個人番号をふる作業。貸し出すということを想定したなかでですね、学校で使用するというを想定した個人番号設定、あるいは、学習用ソフトのインストール等々ですね、ございます。それから、購入するパソコンを業者のほうに郵送したりする費用等も含んだなかでの初期設定費用ということで考えておりますが、その価格については、予算は上げておりますが、入札という形を取るのかどうか、その辺は今後、進め方ということで検討をしておるところでございます。金額設定については、見積りを幾つか取った中で検討をしておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）  
診療所のはよかと、調査は。調査してからはよかとね。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません。診療所の例の、ございますけど、これについては、十分もう少し中身を検討してですね、費用を比較しながらですね、やりたいと思ひていますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

学校の初期設定の分で、最初に、補助対象の経費内に収めるためにソフトウェアを外して、逆に、随契ってなれば高くなるのではないかという想定をしたもので、今の意見だったんです

けど、初期設定についても見積りか入札をするということですので、その辺は、まあ個人で買ったのなら、そこまで買ったものを買うじゃないですか。オフィスとかまで入って、OSが入って、オフィスが入って、ある程度使える状態で入札するのに、わざわざ何で分離するんだろうなというふうな疑問から思ったわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

先ほどの入札、見積りという形につきましては、上部と今後も詰めて検討を進めていくつもりでございます。

また、今回の設定費用までが町村会の一括購入の中には含んだ中での入札でございませんでしたので、各市町、購入とはまた分けた形で進めるという方向で、うちのほうも進めておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

1点だけお伺ひいたします。

ページの48ページ、それから、51ページなんですけども、18節、修学旅行のキャンセル料の補助金ということで、112万6,000円と161万ということで、予約しとったけども、そういうことでキャンセルして、コロナで、そういうことで、たぶんその補助金かなということをおもったんですけども。それで、中学校がちょっとなかったもんですから、中学校はどうされたのかなということをおもいました。

それと、もう一点なんですけども、キャンセルしてしもうて、小学校も中学校も修学旅行とか何とか、どういうふうに行かれんで、令和2年度の卒業生は残念ながらごめんねって言われるとか、どういうふうな対応を取られるのか、それをお伺ひしたいと思ひます。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

まず、この修学旅行キャンセル料補助金については、御指摘のとおりですね、キャンセルをした場合に、保護者にその旅費、キャンセル料金を負担をしていただくということは非常に好ましくないということで、もしキャンセルした場合には、町のほうから補助をしようという事業でございます。

なおですね、中学校については、かなり検討をして、本年度についてはもう中止をせざるを得ないという結論で、8月の始業式の日には保護者・生徒にプリント等で話をしてあります。それ以前に、保護者の意見等も聞いて判断をいたしました。当初、4月当初は、中学校のほうは大阪のほうに修学旅行を予定しておりました。次いで、大阪のほうははやったということで、南九州のほう、鹿児島方面をということで予定をいたしました。鹿児島、コロナが発生したことと、致命的だったのが、あの大水害で泊まろうとした宿が駄目になったと。であるならばと

ということで、中九州を予定したわけですが、8月の時点ではやっぱりコロナが非常に多いということで、もう断念せざるを得ないと。

ちなみに、本町の場合は、修学旅行を中学3年生でやっております。2年生であれば一年延期というのができたわけですが、本当に断腸の思いで校長は決断をしたという事情がございます。

ちなみに、小学校については、今のところ11月の中ほどに修学旅行を予定しております。今のところ何らかの形で、県内になるかもしれませんが、修学旅行に行きたいという思いは持っているところです。ただ、小学校も6年生が対象でございます。ぎりぎり待ってですね、もしくは、新型コロナウイルスの感染症の流行が大きければ、早めの判断ということもあろうかと思っておりますけれど、そういった意味での補助というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

ただ今の件については、所管委員会でも報告はあっていたと思います。（9番「ああ、そうですね。すいません。」）

はい。だから、新たに確認したいことがあれば確認してもいいですけど、同じ質問は所管委員会でちゃんとしてあるんで。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

すいません。それを私先に言おうと思っと思った。忘れておりました。

議 長（川副 善敬 君）

ほかに質疑ありますか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第82号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 議案第83号 令和2年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第17、議案第83号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題と

します。

執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第83号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

**議 長（川副 善敬 君）**

保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1 款国民健康保険税、補正額、減額の223万4,000円、計2億3,465万2,000円。1 項国民健康保険税、補正額、計とも同額です。

3 款国庫支出金、補正額134万円、計283万1,000円。1 項国庫補助金、補正額、計とも同額です。

4 款県支出金、補正額145万2,000円、計10億6,314万9,000円。1 項県補助金、補正額、計とも同額です。

6 款繰入金、補正額、減額の986万円、計1億2,900万1,000円。1 項他会計繰入金、補正額、計とも同額です。

7 款繰越金、補正額1,971万8,000円、計1,971万9,000円。1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額1,041万6,000円、計14億5,035万9,000円。

次、2 ページを御覧ください。

歳出。1 款総務費、補正額5万3,000円、計983万円。2 項徴税費、補正額5万3,000円、計269万円。

2 款保険給付費、補正額21万円、計10億2,452万6,000円。2 項高額療養費、補正額21万円、計1億3,165万5,000円。

4 款保健事業費、補正額4万7,000円、計2,130万4,000円。1 項保健事業費、補正額、計とも同額です。

5 款基金積立金、補正額986万円、計987万6,000円。1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額106万7,000円、計218万9,000円。1 項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8 款予備費、補正額、減額の82万1,000円、計403万3,000円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1,041万6,000円、計14億5,035万9,000円。

次のページ、3 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括については、説明を割愛させていただきます。

それでは、中身の説明をさせていただきますが、今回の補正予算の主なものとしましては、

令和元年度の決算に基づく繰越金の計上と、それから、新型コロナによる保険税の減免による補正が主なものとなっております。

それでは、4ページ、歳入ですけれども、1款1項1目の各節、1節、2節、3節に保険税の分をそれぞれ計上させていただいておりますが、これは、新型コロナの影響による保険税減免の分の現年度分の減免に対応した減額の補正ということになっております。

そして、すいません、関連しますので、ちょっと行ったり来たりしますけれども、7ページの歳出のほうになります。7ページの歳出の7款1項1目一般被保険者保険税還付金。こちらは、保険税の減免の対象が令和2年2月以降に納期が設定されとる分ということになりますので、2月、3月の納期の分を還付する場合は、歳出還付ということになりますので、こちらで歳出のほうで組ませていただいております。

これに伴いまして、申し訳ございません、4ページに戻っていただきまして、中段でございます3款1項2目災害等臨時特例交付金と。これが、コロナ減免分の国からの交付金ということで、現年度分の減免の10分の6の金額ということで、134万円を計上をさせていただいております。

その下、4款1項1目保険給付費等交付金ということで、こちらは県から入ってくる分ですけれども、こちらのほうも、こちらの2節の特別交付金、こちらのほうで、先ほどの現年度分の減税分の10分の4の金額、それと、過年度分につきましては10分の10の額ということで、合わせて124万2,000円を歳入として計上をさせていただいております。

それから、次のページ、5ページを御覧いただきまして、まず、7款1項1目のその他繰越金ということで、元年度からの繰越金の確定による繰越金を、補正として1,971万8,000円を計上をさせていただいております。これにつきましては、歳出のほうで基金積立金として約2分の1以上の額を積み立て、残りの2分の1は、この5ページの上ですけれども、繰入金基金繰入金を、元々当初予算では4,800万円を繰り入れる予定としておりましたが、986万円を減額をさせていただいております。

主なものは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回のですね、コロナ禍に伴う、いわゆる減免の分は、いわゆる当年度にかかって還付だという扱いだという説明であります。それは分かったんですが、昨日の町長の答弁の中で、二百数十万の減免が実績がというふうに言われておりましたが、それと比べるとですね、半分ぐらいしかないの、金額的にはどうしたものかなというふうに思いまして、確認をしたい。

それと、もう一点は、今回コロナということであんまり議論になっていませんが、いわゆる町村会でも要望している均等割の減免の問題についてですね、子どもたちの均等割の減免の問題についてはどのように検討をされているのか、分かればお答えいただきたいと。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

申し訳ございません。時点を説明しておりませんでした。昨日の一般質問で町長のほうから答弁があった減免の件数、金額については、9月10日現在で御回答を差し上げたもので

す。

今回この補正予算に計上をさせていただいておりますのは、歳入、県への申請の関係、時点の関係がございまして、7月末現在での金額となっております、11件分の金額ということですので、そこにきのうの説明とはちょっとかい離がございます。

それから、子どもの均等割の検討状況ということで、町村会を通じて要望をといるところにつきましても、町村会から要望を上げた結果の検討状況というのは、まだ特に把握ができておりません。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
先ほど、この前も、きのうも申しましたように、町村会でも要望を出してるんですけど、まだ結果っていう返事というのがまだ来てませんので、また新たに来ましたらですね、お知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第83号 令和2年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第84号 令和2年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）  
日程第18、議案第84号 令和2年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
  
（議案第84号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、めくっていただきまして、1ページをよろしく申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。4款支払基金交付金、補正額125万9,000円、計3億2,558万4,000円。1項支払基金交付金、補正額、計、同額です。

7款繰越金、補正額1,476万円、計1,476万2,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額1,601万9,000円、計12億6,713万8,000円。

歳出。4款基金積立金、補正額616万7,000円、計618万3,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

7款諸支出金、補正額873万6,000円、計888万7,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額111万6,000円、計339万3,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額1,601万9,000円、計12億6,713万8,000円。

すいません。次の2ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。

歳入。3款繰越金、補正額63万7,000円、計63万8,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額63万7,000円、計364万円。

歳出。2款予備費、補正額63万7,000円、計69万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額63万7,000円、計364万円です。

次、めくっていただきまして、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）の1、総括は割愛させていただきます。

また、7ページにも同じように歳入歳出補正予算事項別明細書（サービス事業勘定）の総括がありますけれども、これも割愛させていただきます。

今回の補正予算ですけれども、4ページのところで、中ほどにあります7款繰越金のところですけれども、1節介護給付費負担金等繰越金859万5,000円で、その下のその他繰越金616万5,000円というのがございます。この859万5,000円につきましては、次のページの5ページと6ページのところの歳出にありますように、令和元年度にかかる負担金、交付金の返還分ということになりますので、こちらのほうに充てております。それから、その他の繰越金につきましては、純粋に繰越金として、5ページにありますように、財政調整基金への積立金として充てているところでございます。

それから、同じく5ページのところのちょうど中ほどになります。2目第1号被保険者保険料還付金ということで、22節償還金、利子及び割引料13万8,000円、説明欄に第1号被保険者保険料還付金というのがございますけれども、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響にかかる保険料減免、保険料の免除としての還付ということになります。現時点では4名の免除の対応を取り扱っておりますけれども、予算としては、10名分を見込んで計上をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、7ページでございますけれども、歳入歳出の予算で63万8,000円の繰越金を計上させていただいておりますけれども、その財源につきましては、予備費に計上をしているというところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第84号 令和2年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第19 議案第85号 令和2年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第19、議案第85号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第85号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰越金、補正額8万2,000円、計8万3,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

6款国庫支出金、補正額19万8,000円、計19万8,000円。1項国庫補助金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額28万円、計1億5,863万1,000円。

歳出でございます。1款総務費、補正額、19万8,000円、計158万7,000円。1項総務管理費、補正額19万8,000円、計117万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額8万2,000円、計1億4,644万1,000円。1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額28万円、計1億5,863万1,000円。

次のページ、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括については、説明を割愛させていただきます。

次、3ページを御覧ください。

3ページ、4款1項1目の繰越金ですけれども、令和元年度の決算分による剰余金繰越金を8万2,000円計上をさせていただいております。この繰越金につきましては、4ページ、歳出のほうになりますけれども、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金、こちらのほうに入ってきた保険料を納めるという納付金でございますけれども、こちらに8万2,000円を計上をさせていただいております。

それと、歳出4ページのほうの1款1項1目の一般管理費の12節委託料で、後期高齢者医療システム改修業務委託料というのを計上しておりますが、こちらは、平成30年の税制改正によりまして、令和3年度からの住民税の年金給与等の、それから所得控除、これらの控除が、基礎控除のほうに10万円振り替わるというふうな形になっておりまして、これに対応するためにシステム改修が必要となっておりますので、その分の改修費用19万8,000円を歳出で計上し、3ページのほうの6款1項1目で、同額10分の10の19万8,000円の補助金を計上をさせていただいているところです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません。今、最後に説明があった平成30年度改正で、令和3年度より、いわゆる、控除の振替があるということなんですけれども、これによってですね、控除が減るということは、後期高齢者保険料は上がるということなんでしょうか。ちょっとその説明だけお願いできますか。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

実は、元々は、これは影響が出ないだろうというところで想定をされておりましたので、今までシステム改修を予定はされておりました。ところが、もしかすると、給与控除、それから年金控除、こちらの控除の分が10万円減額となり、基礎控除のほうプラス10万円ということで、控除の振替を行うことによって、保険料にも影響が出るかも知れませんが、その負担のほうですね。医療費負担のほう、一部負担金のほうで1割負担の方が3割負担になる可能性があるということで、システム改修をするというふうな内容です。具体的にどのような事例があるのかというのを、県とか、実は国のほうにも直接お尋ねはしたんですけれども、今のところ、ちょっと具体的な想定というのをまだお知らせいただけてない状況ではあるんですが、その住民税のデータを引っ張ってくるだけでなく、内訳的に実際の所得の中身等を引っ張ってきて計算をしてみないと分からないというふうなことがございまして、それに対応したシステ

ム改修が必要ということになったものでございます。  
以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）  
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

要はですね、今の説明で少し分かりかけたんですが、要するに、現役のみ負担の対象者が拡大するおそれがあるということだと思います。これは非常に大きな問題だと思いますので、その影響についてはですね、是非とも早急に詰めていただければなと、確認していただければということを希望しておきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第85号 令和2年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第20 議案第86号 令和2年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（川副 善敬 君）

日程第20、議案第86号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第86号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）  
保険環境課長。

**保険環境課長（安達 伸男 君）**

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰入金、補正額13万1,000円、計736万4,000円。1項他会計繰入金、補正額73万1,000円、計736万4,000円。2項基金繰入金、補正額、減額の60万円、計ゼロ。

5款繰越金、補正額119万9,000円、計120万円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額133万円、計995万1,000円。

歳出でございます。1款総務費、補正額73万7,000円、計840万8,000円。1項施設管理費、補正額、計とも同額です。

3款基金積立金、補正額60万1,000円、計60万6,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

4款予備費、補正額、減額の8,000円、計56万3,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額133万円、計995万1,000円。

次のページ、2ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の1、総括につきましては、説明を割愛させていただきます。

次のページ、3ページを御覧ください。

こちら4款1項1目の一般会計繰入金でございますけれども、まず、説明にあります地方交付税分としておりますのは、交付税の額の確定によりまして、4万3,000円の減額をさせていただいております。

それから、一般会計繰入金の（新型コロナウイルス感染症対策事業分）ということで、77万4,000円の歳入を計上させていただいておりますが、4ページのほうで工事請負費、備品購入費、それと、すいません、10節の需用費、こちらのほうで新型コロナ関係の消耗品であったり、自動水栓であったりというふうなところ、それから、サーマルAIカメラですとか、オゾン発生装置ですとかというのを購入するというところで、歳出で上げさせていただいている分を歳入の一般会計繰入で計上をさせていただいております。

それから、4款2項1目の財政調整基金繰入金ですけれども、こちらは、その下、5款1項1目の繰越金119万9,000円を計上させていただいておりますが、この繰越金のうち、2分の1を積立てをし、残りをこちら財政調整基金から繰り入れるように当初予算計上をしておりましたけれども、これを減額をさせていただいてるところです。

今御説明しましたとおり、5ページですけれども、基金積立金に剰余金の2分の1を積立てを計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（川副 善敬 君）**

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第86号 令和2年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

（17時18分 散会）